

## 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究（その2）

矯正協会附属中央研究所 佐藤良彦  
 多田一  
 川邊讓\*  
 藤野京子\*\*  
 坂井勇\*\*\*  
 立石浩司  
 東山哲也

キーワード：特別改善指導，被害者の視点を取り入れた教育，R4，効果検証，評価ツール

### I 研究の目的

本研究は、中央研究所紀要19号に発表した「刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究（その1）」（以下「佐藤ほか（2009）」という。）の続報である。そこでは、全国の刑事施設において、「被害者の視点を取り入れた教育」（以下「R4」という。）がどのように実施されているかについて実態調査によって明らかにすることを目的に研究を行った。

結果、全国の刑事施設に在所する受刑者の約1割に当たる6,700人余りがR4の処遇指定を受けており、このうち1年間にR4の受講機会を与えられた者は、およそ800人<sup>1</sup>であった。また、各施設では、通達に示されている標準プログラムを基に、それぞれ施設の実情を踏まえた実践プログラムが作成されており、指導に際しては、受講者の特徴や被害者及びその遺族等の置かれた状況などを踏まえて、指導内容のみならずグループ編成や指導項目の実施順など様々な点において工夫をしながら進めているという実態が明らかになった。

この実態調査の結果を踏まえ、本研究では、R4に係る教育プログラムの実施前後における受講者の変化を捉え、R4における教育効果及び効果検証の在り方について検討を加

\* 駿河台大学大学院心理学研究科教授・財団法人矯正協会附属中央研究所客員研究員

\*\* 早稲田大学文学学術院教授・財団法人矯正協会附属中央研究所客員研究員

\*\*\* 財団法人矯正協会附属中央研究所客員研究員

<sup>1</sup> 「佐藤ほか（2009）」では、調査期間をまたいで実施されたクールや、1年を超える指導期間を設定した指導は計上の対象としなかったため、実態より少ない数値になっていると考えられる。

えていくことを目的とする。

ここで効果検証の在り方を検討するに先立って、受講者の「変化」やプログラムの「効果」が、具体的にどのようなものを指すのかについて確認しておく必要がある。つまり、R4というインプット（プログラムの実施）によって、どのようなアウトプット（測定される受講者の変化）やアウトカム（再加害・再犯防止、具体的な謝罪・弁償の実施）を期待するのかということである。

矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」（平成18年5月23日付け矯成第3350号）に示されているR4の標準プログラムでは、指導項目として、

- ・命の尊さの認識
- ・被害者（その遺族等）の実情の理解
- ・罪の重さの認識
- ・謝罪及び弁償についての責任の自覚
- ・具体的な謝罪方法
- ・加害を繰り返さない決意

の六つが挙げられている。

また、法務省矯正局が作成した執務参考資料「刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の手引き」（平成18年3月）（以下「教育の手引」という。）では、R4における指導のねらいとして、

- ・加害者として責任の重大さを自覚するよう促す。
- ・被害者が置かれている状況（精神面や身体面、その他生活全般に生じる問題）の深刻さを認識させる。
- ・加害者として被害者にすべきことを具体的に考えさせ、実行に移す決意を固めさせる。
- ・加害に至った自分の問題を認識させ、二度と罪を犯さないために何をすべきかを具体的に考えさせる。

ことなどが挙げられている。そして、この「教育の手引」では評価について、「集団記録票」及び「個別記録票」を用いて、受講者の受講態度、取組姿勢、意欲及び習熟度を総合した絶対評価によって実施することとされており、「個別記録票（案）」記載例では評価項目として、

- ・事件に直面できたか。
- ・事件を起こした自分の問題点について、具体的に考えられたか。
- ・被害者のことを十分に理解したか。

- ・被害者に対する謝罪及び弁償について、具体的に考えられたか。
- ・再犯しないための方策について、具体的に考えられたか。

の五つが例示されている。

以上から整理すると、R4の教育効果として期待される受講者の変化とは、次のようなものを指しているといえるだろう。

- ・それまで命の尊さについて十分には考えることができなかった受講者が、命の尊さや生死の意味について具体的に考えることができるようになること。
- ・それまで十分には事件に向き合うことができなかった受講者が、事件に直面できるようになること。
- ・それまで被害者等について十分には考えることができなかった受講者が、被害者の方へと視点を転換させ、その置かれている状況を多面的に理解できるようになること。
- ・それまで事件を起こした自分の責任や罪の重さを十分には自覚できなかった受講者が、自分の責任を受容し、罪悪感を表明することができるようになること。
- ・それまで事件を起こした自己の問題性について十分には理解できなかった受講者が、自己の問題性について考え、理解できるようになること。
- ・それまで被害者等への具体的な謝罪や弁償等について十分には考えることができなかった受講者が、被害者等に対して誠意を持って対応するための方法を具体的に考えることができるようになること。
- ・それまで再犯しないための方策について十分には考えることができなかった受講者が、二度と同じ過ちを繰り返したり罪を犯したりしないための方策について具体的に考えることができるようになること。

これらのうち、最初に挙げた「命の尊さ」の項目については、例えば標準プログラムでいうところの「被害者及びその遺族等の実情の理解」や「罪の重さの認識」などを深めさせるための基礎となるものであり重要であるが、それは、指導目標として焦点化した上で直接的に働き掛けた結果生じるものというより、むしろ、R4の総体に対応する効果と考えられることから、個別の評価項目としては、なじみにくいといえるだろう。一方、最後に挙げた「再犯しないための方策」の項目については、他の改善指導にも共通する目標でありR4のみに特徴的な項目であるとはいえないが、特に被害者の生命を奪ったり身体に重大な被害をもたらしたりするような同じ過ち（＝再加害）を繰り返さないという意味においては、R4に特徴的で重要な項目であるといえるだろう。このように考え、R4のアウトプットとして期待される受講者における主な変化を把握するための個別の評価項目としては、以下の6点に整理することとした（以下「評価の6項目」という。）。

- ①「事件の重大性の認識」  
(自分が起こした事件の重大性に直面できるようになること。)
- ②「被害者等の実情の理解」  
(被害者やその遺族等の置かれている状況を多面的に理解できるようになること。)
- ③「責任の受容及び罪悪感の表明」  
(事件を起こした自分の責任を受容し、罪悪感を表明できるようになること。)
- ④「自己の問題性の理解」  
(事件を起こした自己の問題性について考え、理解できるようになること。)
- ⑤「具体的な謝罪・弁償の決意」  
(誠実な謝罪や弁償をするための方法を具体的に考えることができるようになること。)
- ⑥「再加害防止への決意」  
(同じ過ちを繰り返さない方策について具体的に考えることができるようになること。)

このうち、「責任の受容及び罪悪感の表明」については、自らの責任を認識し、受け入れる認識（認知）段階における過程と、改悔し、罪悪感を内面化させ、それを表明する感情（情動）段階における過程とを、本研究の枠組みで明確に二分して測定することは困難であったため、一つの項目として包括的な反応を求めようとしたものである。このように、R4に期待される変化は受講者の認知レベルにとどまるものから、更に深い情動レベルに到達するものまでを含んでおり、受講者に何らかの変化が起こったか否か、また、それがどの程度起こったのか、そしてその変化が効果として期待されたものといえるのかを測定することは容易ではない。

では、このような性質を持つR4の教育効果を検証するためには、どのような評価ツールを作成し、効果測定を行うべきであろうか。これについては、まず、測定対象を明確化した上で、現時点の施設内処遇という条件下において、「a. 測定が可能な対象や方法」（以下「a.」という。）と、「b. 測定が不可能（困難）な対象や方法」（以下「b.」という。）がそれぞれ何かを識別しておく必要があるだろう。

ここでa.に該当するのが、受講前後における受講者の受講態度・取組姿勢・発言内容の変化、ワークシート等に見られる事件や被害者等に対する意識の変化、作文等に見られる事件や被害者に関する記述の質や量の変化などであり、b.に該当するのが、受講対象者を厳密に統制群と実験群に分けた上での両者におけるa.に該当する内容の変化の比較、出所後における具体的な謝罪及び弁償等の実施や再加害の有無などであるといえるだろう。ただし、群分けをした上での研究により、結果として統制群に選んだ一部の受刑者に対して改善指導を施さない、又は現時点における最善の改善指導を施さないことになるなら、その方法による実施は不適當であり、また、許されることでもない。また、謝罪及び弁償等の実施や再加害の有無など出所後における行動レベルの変化は、特別改善指導としてのR4のアウトカムであるという意味において重要であると考えられるが、施設内処遇とい

う制約の下では測定することは難しい。

そこで本研究では、測定可能な変化として前述の「評価の6項目」に関連して、R4受講前後における受講者の意識の主に表層的なレベルの変化を測定するために、質問紙法の手法を用いた調査票2（質問紙）を作成した。また、調査票2とは異なる手法で、意識のより深いレベルの変化も含んだ測定を意図して、投影法の手法を用いた調査票1（SCT）及び調査票3（ロールレタリング）を作成した。そして、これら調査票1～3に対する反応及び対象者に関する情報を用いてR4受講前後における受講者の変化を測定・評価することによりその教育効果について検討し、さらに、その結果を踏まえて、R4の効果検証を実施する際に参考となる「評価の手引（案）」を作成した。

## II 第一次調査の実施

まず、R4の実施による受講者の変化の全体像を捉え、評価の基本的な枠組みを作成することを主な目的として、調査期間中にR4を開始又は終了する刑事施設を対象にR4受講者に関する第一次調査を実施した。

### 1 調査対象施設

刑事施設30庁（社会復帰促進センター1庁を含む刑務所22庁、少年刑務所4庁、刑務支所4庁）を対象とした。

### 2 調査期間

平成21年9月18日から同年11月13日まで

### 3 調査内容

調査票1～3及び対象者情報記入票の概要は、以下のとおりである（調査票1～3及び対象者情報の詳細な内容については「別添資料1」を参照）。

#### (1) 調査票1の概要

被害者や今回の事件について、受講者の考えやイメージを全体的に捉えるために、投影法による心理テストである文章完成法（SCT：Sentence Completion Test）の手法を用いた調査票を作成した。文頭に6種類（「被害者は」「被害者の」「被害者に」「被害者を」「被害者から」「今回の事件」）の刺激語を各10個ずつ呈示し、これに続く文章を受講者に記入させて、15分の制限時間内にできるだけ多くの文章を完成させるものである。R4受講前後における受講者の変化を、使用語句の種類や出現傾向の変化といった観点から明らかにすることを目的としている。

## (2) 調査票2の概要

受講者の、事件や被害者及び遺族等に対する意識及び謝罪などの対応の実態について、様々な角度から把握するためにアンケート形式の調査票を作成した。問1では、事件等についての合理化・正当化の程度を測るために、Sykes & Matza (1957) による「中和の技術」(Techniques of Neutralization) に基づく五つの下位領域(責任の否定, 加害の否定, 被害者の否定, 非難者への非難, より高度の忠誠への訴え)により構成した質問群を作成した。また、教育内容の浸透度合いを測るために、教育達成度に関する四つの下位領域(加害・被害に関する認識, 被害者・被害者遺族に関する認識, 謝罪・損害賠償に関する認識, 被害者支援活動等に関する認識)を設定し、それに基づき質問群を作成した。そして、問2では罪悪感の程度を、問3では償いへの動機付けの種類(内発的動機付け—外発的動機付け)及びその程度を測定するための質問群を作成した。最後に問4では、被害者及びその遺族等に対する謝罪・弁償対応の現状や今後の実施意思などを確認するための質問群を作成した。問1から問4までをとおして、各質問項目における得点を測定し、受講前後における受講者の変化を明らかにすることを目的としている。

## (3) 調査票3の概要

被害者又はその遺族等との仮想的な手紙のやり取りを通じて、受講者の、事件や被害者等に対する認識や謝罪の気持ちなどを捉えるために、ロールレタリング(以下「RL」という。)の手法を用いた調査票を作成した。本研究におけるRLは、1通目に「あなたから相手へ」、2通目に「相手からあなたへ」、3通目に再び「あなたから相手へ」というように一往復半の仮想的な手紙のやり取りを行わせるものであり、手紙の相手方については、「被害者」又は「その家族(遺族)」のいずれかを受講者に任意で選択させることとした。RLの記述内容を、主に文中の使用表現に着目して分析することにより、R4受講前後における受講者の変化を多角的かつ総合的な観点から明らかにすることを目的としている。

## (4) 対象者情報記入票の概要

R4の受講に関する情報や、資質面及び被害者の状況等による受講者ごとの違いを調査結果の分析に反映させるために、受講者の施設収容に関する基本情報、事件・被害者関連情報、施設内における生活関連情報、R4以外の教育受講状況、R4の受講状況、R4の受講内容などについての記入票を作成した。

## 4 調査方法

調査対象である刑事施設30庁におけるR4受講者のうち、調査に協力することに同意し、かつ、調査実施が可能な者(計209名)をA群(調査期間中に集団によるR4の受

講を開始する者92名）とB群（同期間中に集団によるR4を修了<sup>2</sup>した者117名）に分けて実施した。調査票1～3については受講者自身が記入し、対象者情報記入票については施設職員が記入する方法により、回答を求めた。

なお、各回答の分析に係る統計処理については、PASW Statistics 18（現：IBM SPSS Statistics）を用いた（第二次調査でも同じ）。

## 5 第一次調査結果の分析

### (1) 調査票1の分析

第一次調査のデータを用いて、SCTデータを客観的にカテゴライズする枠組み及び評価に際しての着眼点を抽出した（SCTの分析結果等の詳細については「別添資料2」を参照）。

まず、第一次調査のデータに対し、テキストマイニング<sup>3</sup>の手法を用い、キーワードの出現頻度等から反応内容をカテゴライズした。本研究では、テキストマイニングに際して、PASW Text Analytics for Surveys 3.0.1（現：IBM SPSS Text Analytics for Surveys）を用いた。結果は、表1のとおりである<sup>4</sup>。

解釈可能性の観点から、カテゴリー数を80程度に抑えたため、出現頻度が低いキーワードについては除外した。出現頻度の高いキーワードでも、一般的な内容であり、解釈上の活用が見込まれないもの（「いる」「ある」など）については除外した。ただし、辞書設定等を精緻に行ったため、実質的には意味のある反応のほとんどは抽出されているといえる。

調査票1に対して、何らかの反応をした者は208名（1名は無回答）、反応数は合計4141、平均19.91（SD=9.82）であった。

刺激語別では、反応総数、一つでも反応した者の人数、1人当たりの反応数の平均のいずれについても、多い方から「被害者は」「被害者の」「被害者に」「被害者を」「被害者から」の順であった。「被害者は」「被害者の」「被害者に」については、99%以上の者が一つ以上の反応を産出し、平均反応数も4を超えるが、「被害者から」につ

<sup>2</sup> 本調査においてR4の「修了」とは、「受講予定の単元をすべて終了し、75%以上の単元を受講している」ことを指すものとしている。

<sup>3</sup> テキストマイニングとは、大量のテキストデータから、ノイズを取り除き、分類・整理を行ってパターンを発見していく手法である。社会科学や人間科学の領域の質的研究においては、テキストデータの分類・分析に際し、例えば、KJ法のような分類・整理方法が用いられてきたが、これらの分析手法は、分類結果が研究者の解釈によって異なるという信頼性の問題や、扱うことのできるデータの量が限られるという量的な問題などがあった。これらを解決するための一つの方策がテキストマイニングの手法である。テキストマイニングの具体的手続等については、「別添資料2」を参照。

<sup>4</sup> 第二次調査における結果との比較を念頭に、第一次調査では出なかった、又は少なかった反応についても表記した。また、カテゴリーの文言から内容がつかみにくいと思われるものについては、表中に具体例を挙げた。

いては、約1割の者が無回答であり、平均反応数も3をようやく超える程度である。「被害者」に添えられる助詞により、反応のしやすさに違いがあり、特に、「被害者から」は、第一次調査の対象者にとって、反応することが難しい刺激語であったようである。

なお、4141反応中314反応(7.6%)は、刺激語によってしかカテゴライズすることができなかった。その内容は、「被害者は60歳だ」「被害者は男だ」「被害者になる」「被害者の行動」等、被害者の属性に係る記載や、それだけでは意味付けが困難なものである。

反応の内容については、反応総数、一つでも反応した者の人数、1人当たりの反応数の平均のいずれについても、「謝罪」が最多であり、次いで、「思う」「視点取得(被害者の立場になる、被害者の気持ちになる、等の反応)」「家族」の順である。「問い合わせ」「悲しい・寂しい」「気持ち」等も比較的多数回答されている。

反応内容の全体的な傾向について確認するため、反応ごと及び人ごとに、抽出したカテゴリーについて対応分析を行い、布置図を作成した。結果は、表2及び3のとおりである<sup>5</sup>。

反応ごとで見ると、対応分析の結果から、おおむね、以下の八つに分類することができる。

なお、更に細分化する場合、内部で分岐が見込まれる部分に「/」(スラッシュ)を入れた。

① <加害行為・事件事実と再加害防止>

「被害者を作る」「被害者を出す」/「再加害防止・更生」「支援・援助」「生き返らせる」「殺した」「提案・忠告」「被害者を」「事件事実」

② <直面化と後悔・自己問題理解>

「後悔」「一生」「自己問題理解」「残念」「傷つけた」「忘れる・逃げる」

③ <努力・冥福の祈りと継続性>

「していく・し続ける」「できる」「これから」「事件の重大性」「努力・頑張る」「冥福を祈る」「心から」

④ <謝罪・償いと対話>

「謝罪」「謝罪(償い)」「被害者に」「金銭的賠償」「対する」「話・話合い」「連絡」/「会う」

⑤ <被害者・その関係者と彼らへの評価・感情>

<sup>5</sup> 対応分析は、複雑かつ大量なデータを2ないし3次元で図表化・視覚化し、分類を容易にする上で有用であるが、本調査のデータについては、多様性が高く、2ないし3次元ではその分散を十分説明することが難しいため、主成分分析(反応ごとについてはカテゴリカル主成分分析)の結果得られた成分負荷行列に対して階層的クラスター分析(抽出法:Ward法,測定方法:平方ユークリッド距離)を行い、樹形図を作成した。結果は「別添資料2」表4及び5を参照。



「哀れみ」「亡くなる」／「周囲の人・関係者」「被害者に責任転嫁しない」「被害者は」

⑥ <加害行為と被害者に与えた影響>

「加害者」「天国」「奪う・断つ・変える」「友人」「悲しい・寂しい」「恨み」「生活・仕事・経済」「人生・命・将来」「R4」「被害」「家族」「被害者批判等」

⑦ <被害者の実情に対する関心>

「考える・考え」「分かる・知る・理解する」「疑問」「遺族」「被害者のために」「問い合わせ」「視点取得」「今」「被害者の」／「責任の受容」「被害者の要求」「気持ち」「怒り」「責める」「被害者から」／「要望」「謝罪（許し）」「言葉・声・メッセージ」「聞く」「言う・伝える」

⑧ <加害行為の重大性>

「見る」「心」「回復・元気・前向き」「取り返しのつかなさ」「幸せ」「思う」「私」「生きる」「大切・大事・重要」「苦・痛・恐怖」「褒め・賞賛・好き・感謝」「体が悪い状態」「事件・事故」「不安・困惑」

①は、加害行為や事件事実に関する内容、及び、これを受けての再加害防止や更生、被害者等に対する支援・援助をするべきだとする反応が該当する。

②は、事件によって被害者を傷付けたことに対する後悔や、被害者の無念の思いを一生涯忘れることなく向き合っていきたいとする反応のまとめりである。「自己問題理解」は、これらの反応を受けて自己の問題点に眼を向けたものもあれば、「後悔」と紙一重の反応も少なくない。「後悔」を経由しなければ「自己問題理解」に至らない面もあると考えられる。

③は、事件を踏まえ、その重大性に対する認識を示したり、今後、自分にできることを行うべく努力したりする旨の反応が該当する。ここでは、努力の方向性が謝罪や再加害防止・更生等に向かっているかは明確ではなく、心から冥福を祈る旨の回答が多い。

④は、被害者に対する謝罪に関する反応のまとめりであり、③と比べると、金銭的賠償や対話等の具体的行動に関する内容が多い。

⑤は、被害者及びその関係者に対し、被害者が亡くなったこと、及び、その死に被害者の責任や非がない旨を示した反応のまとめりである。ただし、同時に示される感情は「哀れみ」（被害者は、かわいそう・気の毒など）であることが多いようである。

⑥には、被害者の人生等を奪ったこと、及び、これを受けての被害者等の悲しみや恨みの気持ち、生活・仕事・経済面への影響などに関する反応のまとめりであるが、被害者を批判したり、責任転嫁したりする反応も含まれている。

⑦は、被害者や遺族の現状や気持ち、要求について知りたいとする反応、許しを求める反応、被害者の視点に立って考えようとする反応、及びその結果として、怒りや責めを推測し、予期する反応などのまとめりである。被害者の実情等について考えようとする

る内容ではあるが、「疑問」（被害者は、今、怒っているのか）や「問い合わせ」（被害者の遺族は、どうしたら許してくれるのか）など、自分の考えや気持ちを明確に示したり、被害者の実情等を具体的に推し量ったりするには至らない、あいまいな反応も多い。

⑧は、事件により、被害者に身体的な障害や傷を与えたこと、苦しみや痛み、恐怖を味わせたこと、それらの取り返しのつかなさなどに関する反応、そこからの回復を願う回答、及び被害者等に対する肯定的な感情（被害者は、本当に素晴らしい人だった）などについての回答が含まれている。

⑦や⑧には、やや雑多な内容が多く含まれており、そのまとまりについて特定の方向で意味付けをすることが難しい。これらの反応は、対応分析においても、原点付近に集まる傾向がある。

受講者ごとに見た反応内容の傾向は、次のとおりである（表3）。

まず、全データを対象に対処分析を行ったが、「被害者批判等」が特定の対象者に集中し、外れ値として全体の構造にゆがみが生じたため、「被害者批判等」を補助カテゴリ<sup>6</sup>として分析を行った。結果からは、おおむね、11のまとまりが確認された。

なお、更に細分化する場合、内部で分岐が見込まれる部分に「/」（スラッシュ）を入れた。

- ① <金銭的賠償・事件事実と被害者批判>  
「金銭的賠償」/「連絡」「被害者批判等」/「事件事実」
- ② <被害者心情理解と対話>  
「支援・援助」「責める」「怒り」「会う」「哀れみ」「話・話合い」
- ③ <刺激語>  
「被害者は」「被害者の」「被害者に」「被害者を」「被害者から」「恨み」「家族」  
/「被害者に責任転嫁しない」「友人」「聞く」「悲しい・寂しい」
- ④ <加害行為・後悔と被害者の視点を取り入れた教育>  
「残念」「亡くなる」「褒め・賞賛・好き・感謝」/「殺した」/「生き返らせる」  
「奪う・断つ・変える」「天国」「後悔」/「R4」
- ⑤ <自己の加害者性・直面化と冥福の祈り>  
「被害者を作る」「忘れる・逃げる」「被害者のために」「事件の重大性」「冥福を祈る」
- ⑥ <被害者の言葉と自己問題理解>  
「言葉・声・メッセージ」「自己問題理解」「大切・大事・重要」/「遺族」「幸せ」  
/「人生・命・将来」「生きる」

<sup>6</sup> 補助カテゴリとは、統計量の計算には用いず、その位置付けのみを示すものである。

- ⑦ <事件の重大性と努力・継続性>  
 「一生」「取り返しのつかなさ」／「していく・し続ける」「心から」「できる」「周囲の人・関係者」「提案・忠告」／「努力・頑張る」
- ⑧ <再加害防止・更生と責任の受容・被害者の実情理解（心情・生活等）>  
 「事件・事故」「対する」／「思う」「私」「再加害防止・更生」「責任の受容」／「疑問」「気持ち」「視点取得」「生活・仕事・経済」「問い合わせ」／「今」
- ⑨ <被害と回復・不安・困惑>  
 「不安・困惑」「被害」／「これから」「回復・元気・前向き」
- ⑩ <被害者の実情理解（身体状況等）>  
 「見る」「分かる・知る・理解する」／「要望」「加害者」「体が悪い状態」「被害者の要求」／「考える・考え」「謝罪（許し）」「言う・伝える」「傷つけた」
- ⑪ <謝罪と被害者の実情理解（苦・痛・恐怖）>  
 「謝罪」「心」「苦・痛・恐怖」「被害者を出す」「謝罪（償い）」

反応全体に対する対応分析とは異なり、個人と反応の出現頻度の組合せによって布置図が作成されるため、布置図の周辺には、特定の個人に特徴的な反応が、原点付近には、多くの者に多数見られたか、又は、ほとんど見られなかった反応がプロットされることを念頭に置く必要がある。

①は、内容的には「金銭的賠償」と「連絡」「被害者批判等」と「事件事実」の2グループに分かれる。前者には被害者等と連絡を取り、金銭的賠償を行いたい（行った）旨の回答が、後者には「被害者から先に手を出してきた」等の反応が含まれる。両者がひとまとまりとなった背景には、交通事犯者において、「被害者は赤信号を無視して飛び出してきた」等の反応と「被害者に支払うべきお金は払ったが、今後もしできる限りの謝罪を続けたい」等の反応が共起している場合が少なくないためであると考えられる。

②は、被害者の「怒り」や「責める」思いなど、被害者の心情に関する内容についての反応と、被害者に会って話をしたり、何らかの支援・援助をしたりしたい旨の反応を同時に出す者が一つのまとまりになっている。一方で、こうした者については、「哀れみ」の感情にまつわる反応も同時に出していることが特徴である。

③は、「被害者は」「被害者の」「被害者に」「被害者を」「被害者から」の五つの刺激語を中心としたカテゴリーである。原点付近に位置し、多くの者がまんべんなく反応している内容が多い。

④は、被害者の命を奪ったことに関する内容や、それに伴う後悔、亡くなった被害者等の無念などに関する内容が含まれており、被害者の視点を取り入れた教育について触れる反応を出す者は、これらの反応についても同時に出していることが分かる。

⑤は、「被害者を作る」という自己の加害者性・主体性にまつわる反応と、事件の重大性に触れる反応、これらに向き合わねばならない（「忘れる・逃げる」の多くは「忘

れてはならない・逃げてはならない」である)とする反応, 冥福を祈る旨の反応のまとまりであり, これらの反応を同時に出している一群がいることが分かる。

⑥は, 遺族について触れた反応と, 被害者やその遺族の幸せや人生等を奪ったことに関する反応, その声に耳を傾けたいとする反応のまとまりであり, 自己問題理解に係る反応を出す者は, これらの反応を同時に出すことが多いようである。

⑦は, 取り返しのつかないことをした旨の反応と, それを受けて, 心から, 一生, 努力をし続けなければならないといった意思を示す反応のまとまりである。再加害防止や謝罪等のまとまりとも隣接しており, ここで示される意思是, これらに係るものと考えられる。取り返しのつかなさに対する認識を示す者において, 謝罪や再加害防止・更生等への強い意思を示す反応がまとまって出ていることが示唆的である。

⑧は, 「事件・事故」に「対する」「責任の受容」と「再加害防止・更生」にまつわる内容の反応や, 「気持ち」「生活・仕事・経済」など, 様々な領域にわたる被害者等の実情について「視点取得」しておもんばかろうとする反応などのまとまりであり, これらの反応を同時に出している一群があることが分かる。ただし, 実情については, 「疑問」や「問い合わせ」の文脈で生じるものも多く, 被害者等の実情理解に方向付けられた反応であっても, 理解の程度はまちまちであると考えられる。

⑨は, 被害を受けての不安や困惑, 今後の回復等に係る反応を出している者のまとまりである。不安や困惑については, 受講者自身の感情状態に係る反応も含まれており, その場合は, 葛藤のニュアンスが強い。

⑩は, 被害者の要求や考え, 健康状態等について, 知りたい, 許しを得たいとする反応を中心としたまとまりである。

⑪は, 被害者を出したこと, 苦痛や恐怖を与えたこと, 謝罪や償いにまつわる反応のまとまりであり, これらを同時に出している一群があることが分かる。

次に, 受講の前後で群分けし, 反応ごと, 人ごとに, 各カテゴリーの出現の有無について  $\chi^2$  検定を行った。人ごとで見える場合には, 同様の群分けで  $t$  検定を実施し, 受講前後で各カテゴリーの回答数の平均値に差があるかについても検討した。結果は表6, 表7及び表8のとおりである。5%水準の有意差ないし10%水準の有意傾向が認められたカテゴリーのみ表記した。本文では基本的に有意差の認められた内容のみ取り上げる。

反応ごとに見ると(表6),

・受講後の方が受講前よりも反応数が多かった内容:

「していく・し続ける」「提案・忠告」「悲しい・寂しい」「遺族」「加害者」「考える・考え」「視点取得」「事件・事故」「責める」「努力・頑張る」「被害者に責任転嫁しない」「忘れる・逃げる」

・受講前の方が受講後よりも反応数が多かった内容:

「恨み」「事件事実」「被害者を出す」「被害者批判等」

各受講者が、該当する反応を一つでも回答したか否かについて見ると（表7），

- ・受講後の方が受講前よりも反応を出した者の数が多かった内容：

「悲しい・寂しい」「言葉・声・メッセージ」「再加害防止・更生」「事件・事故」  
「謝罪（許し）」「謝罪（償い）」「責める」「被害者を作る」「忘れる・逃げる」

- ・受講前の方が受講後よりも多かった内容：

「家族」「哀れみ」「恨み」（後二者は有意傾向）

各受講者の各カテゴリーに該当する反応数で見ると（表8），

- ・受講後の者の方が受講前の者よりも多かった内容：

「していく・し続ける」「加害者」「考える・考え」「事件・事故」「責める」「被害者に責任転嫁しない」「忘れる・逃げる」

- ・受講前の者の方が受講後の者よりも多かった内容：

「被害者批判等」（有意傾向）

以上、三つの方法で受講前の者と受講後の者で反応に違いのあるカテゴリーを抽出したが、その多くは説明を付すまでもなく、受講による肯定的変化とすることができるものであった。一部、解釈の必要があると考えられる事項について検討を加える。

「忘れる・逃げる」については、受講後の方が受講前よりも高値であるが、カテゴライズされた反応の多くは、「事件を忘れてはならない」「被害者や責任から逃げない」等の内容であるため、受講前後のこうした差異は肯定的に意味付けることができる。

反応ごとに見ると、「被害者を出す」が受講前の方が受講後よりも高い割合を示す一方、受講者ごとに、当該カテゴリーに係る反応を一つでも出したか否かについて見ると、「被害者を作る」が受講前よりも受講後の方が高い割合を示していることは、一見矛盾しているように見えるが、「作る」には主体としての自己がより反映されており、「出す」には結果的に出てしまったというニュアンスが含まれ、加害行為の主体としての自己が薄まる印象がある。このように、加害行為に対する自己の主体性に関する認識の反映と考えれば、こうした変化は望ましい教育効果と見ることができる。

「責める」については、いずれの比較方法においても受講前よりも受講後が高値であった。刺激語やその他のカテゴリーとの共起関係がその意味を規定するといえるが、受講前後で変化が見られるのは「被害者から」及び「責任の受容」との共起であり、いずれも受講後の方が割合が高い。つまり、「被害者から責められても仕方がない」とする回答が受講後で多く見られているわけで、自己の加害行為の重大性や被害者の実情等への理解の深まりが反映された回答と考えられるであろう。

また、「家族」については受講後よりも受講前の方が当該反応を出した者の割合が高く、「遺族」については受講前よりも受講後の方で反応数が多かった。一見矛盾する結果にも見えるが、表現のあいまいさと明確さの違いで見れば、死亡した被害者の家族については、「被害者の家族」とするよりも「遺族」と表現した方が、より明確な表現であろう。東本ほか（2007）による性犯罪者治療の教育効果にK - S C Tを活用した研究において

は、受講前後の反応を比較した結果として、あいまいで多義的な表現の減少や罪悪感の明確化等が治療効果として報告されているところ、こうした変化も同じ文脈で捉えることが可能であろう。

このように、いずれの変化についても、論理的に考えて指導の効果と見なすことが可能な内容であると考えられる。

なお、一人当たりの反応数の平均については、受講前の者と受講後の者とで有意な差は認められなかった。

以上が第一次調査の結果及び分析である。第一次調査において、おおむねの反応内容については把握することができたが、刺激語をよりシンプルにし、反応内容の自由度を高めることで、回答者の被害者に関するイメージをより多様に抽出することを目的とし、第二次調査に際して、刺激語を「被害者」の一語に統一することとした。また、第一次調査の結果から、受講前の者と受講後の者において、反応の有無に統計的に有意差ないし有意傾向が認められた項目が抽出された。指導による変化を検討する上での着眼点として、これらの項目が活用可能か否かについて更に検討すべく、第二次調査のデータにより、同一受講者のR4受講前後における反応の変化について比較することとした。

## (2) 調査票2の分析

第一次調査結果の各項目について因子分析を行い、質問項目の追加・削除及び質問文の修正をし、評価尺度作成のための基礎資料とした。分析結果及び項目の修正過程は以下のとおりである。

### ① 問1における分析結果及び項目修正過程

#### ア 犯罪の中和化尺度

該当項目全体について、スクリープロットの状況から因子数4として主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、さらに、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理した。結果、因子負荷量の高い項目が少なく、項目間のまとまりが乏しかったため、因子数を3として分析をやり直した。

そして、因子数3で主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、さらに因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理した。結果、第1因子「被害者及び責任の否定因子」、第2因子「非難者への非難因子」及び第3因子「より高度の忠誠への訴え因子」の3因子を抽出し、その後、因子負荷量.50を基準に項目を再整理<sup>7</sup>した。

<sup>7</sup> この際に、第3因子に該当する2項目(16及び56)について、特定の事件態様の者にしか当てはまらないことが予想される「仲間と先輩」という表現を「仲間や大切な人」に修正して項目の安定性を図った。また、第3因子の信頼性係数が $\alpha = .80$ を下回ったため、「仲間や大切な人とのつながりを守るためには、他人を傷つけてしまうのはやむを得ない。」という項目を一つ追加した。

## イ 教育内容の達成度尺度

該当項目全体について、スクリープロットの状況から因子数2として主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、さらに、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理した。結果、第1因子「加害の行為とその責任及び謝罪についての認識因子」及び第2因子「被害者理解についての認識因子」を抽出し、その後、因子負荷量.50を基準に項目を再整理した。

## ウ 尺度の修正

問1全体をとおして、天井効果及びフロア効果を低減させるために、選択肢における尺度を「非常にそう思う、そう思う、ややそう思う、あまりそう思わない、そう思わない、全くそう思わない」と程度を問う形式から「いつもそう思っていた、しばしばそう思うことがあった、ときどきそう思うことがあった、まれにそう思うことがあった、そう思うことは一度もなかった」と頻度を問う形式に変更した。

### ② 問2における分析結果及び項目修正過程

項目全体について、主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、さらに因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理した。結果、1因子「罪悪感の程度因子」が抽出された。その後、因子負荷量.50を基準に項目を整理したが、一連の操作を通じて削除・修正した項目はなかった。

また、天井効果及びフロア効果を低減させるために、選択肢における尺度について、問1と同様に、程度を問う形式から頻度を問う形式に変更した。

### ③ 問3における分析結果及び項目修正過程

項目全体について、スクリープロットの状況から因子数2として主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、さらに、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理した。結果、第1因子「道具的謝罪因子」及び第2因子「誠実な謝罪因子」を抽出した<sup>8</sup>。その後、因子負荷量.50を基準に項目を再整理したところ、第1因子の項目数六つと比較して第2因子の項目数が二つと少なくなったため、第2因子に該当する「本当にひどいことをしてしまったと思うので。」と「本当に傷つけてしまったと思うので。」の2項目を追加した。

### ④ 問4における分析結果及び項目修正過程

謝罪や被害弁償の実施意思に関する質問項目について、主因子法プロマックス回転

<sup>8</sup> 謝罪行動に関する研究を行った中川・山崎（2005）を参考に、謝罪や弁償をすることを他の目的を達成するための手段とし、その動機が外発的であるものを「道具的謝罪」、心の底から「申し訳ない」と思い謝罪や弁償をしようとするなど、その動機が内発的であるものを「誠実な謝罪」と名付けた。

の因子分析を行い、さらに、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理した。結果、1因子「謝罪の実施意思因子」が抽出された。その後、因子負荷量.50を基準に項目を整理したが、一連の操作を通じて削除・修正した項目はなかった。

また、被害者やその遺族等への謝罪や被害弁償の現状を問う項目は、一部修正して調査票3へと移動させた。これはR Lの解釈・評価においては、被害者やその遺族等への謝罪状況などを踏まえる必要があり、それらの状況については調査票3で尋ねるのが適切であると判断したためである。

### (3) 調査票3の分析

第一次調査のデータを用いて、R Lを総合的に評価するための評価の観点と観点ごとに評価の参考となるキーワードや表現を例示したツールであるR L評価観点表の作成を行った（R L評価観点表の詳細については、「別添資料3」を参照）。

なお、R Lの分析に当たって、当初は、調査票1（SCT）の分析と同様にテキストマイニングの手法を用い、キーワードの出現頻度等に着眼して回答内容をカテゴライズする方法を試みた。しかし、手紙という長文であるためキーワード数がかなり多く、かつ、文章の方向性が一定ではない上に文脈によってキーワードの解釈が異なってくるのが頻繁に見られるというR Lの特徴から、調査票1と同じ方法でキーワードのみに着眼した分析を行うことは困難であったため、R L評価観点表により評価することを目指したものである。

まず、調査票1を分析する際に当初作成したテキストマイニングの辞書設定をロールレタリングの1通目及び3通目に適用してキーワードを抽出した。次に、それらのキーワードを含んだ表現や類似する表現を手作業により検索し、前後の文脈からその意味や本文全体における位置付けなどを確認した上で、前章で整理した「評価の6項目」にそれぞれ割り振った。さらに、各項目に該当する表現として重要であると判断されるものを、1通目、2通目及び3通目のR Lから再度手作業によるキーワード検索を行い、抽出・整理することによって、「R L評価観点表（表現参照表）」（以下「R L参照表」という。）を作成した。本表では、「評価の6項目」に該当する表現の有無等に着眼して点数化することを念頭に置き、それらに該当する表現として、肯定的な評価に値することが多いものに「+」、否定的な評価に値することが多いものに「-」、

<sup>9</sup> 第一次調査のデータを見ると、被害者又はその遺族等への手紙という性質上、謝罪文の様を呈するR Lが多かった。そのため、R L参照表の表現例も「+」に該当する表現が多く、「-」に該当する表現は少なくなっている。しかし、これは表現例以外の「-」表現を抽出することができないことを意味するのではなく、R L参照表に「-」に該当する表現の例示がない項目についても、「+」に該当する表現を否定する意味を持つと判断できるものは、「-」表現として抽出するのが可能である。また、「/」に該当する表現についても、実際の文脈から判断すれば「+」が「-」のどちらかに分類することができるものが多い。



該当するが表現からだけでは評価が困難であることが多いものに「/」をそれぞれチェックした<sup>9</sup>。また、実際の評価場面において着目表現の抽出を容易にするために、「評価の6項目」として抽出した表現を、更に2又は3の小項目に分類した。例えば、①では、「事件の重大性の認識」の項目内に、「被害者の生命に関する記述」と「事件の重大性に関する記述」という二つの小項目を設定した。

そして、このRL参照表に基づき、実際のRLを評価するツールとして「RL評価観点表（項目別評価表）」（以下「RL評価表」という。）を作成した。このRL評価表は、評価者が受講者のRLの記述から「評価の6項目」に該当すると判断した表現をそれぞれ抽出することで、1項目につき0点から3点までの得点を与えて評価を実施するものである。最終的には各項目の合計点を算出し、受講者が記述したRLの総合評価を行う際の一つの目安として利用することを目的としている。

### Ⅲ 第二次調査の実施

調査期間中にR4を開始し、かつ、終了を予定する刑事施設を対象に、R4受講者に対する第二次調査を実施した。

#### 1 調査対象施設

全国の全刑事施設のうち、調査期間中にR4を開始し、かつ、終了を予定する37庁（社会復帰促進センター4庁を含む刑務所27庁、少年刑務所5庁、刑務支所3庁、拘置所2庁）を対象とした。

#### 2 調査期間

平成22年4月5日から同年10月31日まで

#### 3 調査内容

第一次調査の分析結果を踏まえて修正した調査票1～3を用いて、第二次調査を実施した（修正後の調査票1～3の詳細については、「別添資料4」を参照）。

また、対象者情報記入票について、第一次調査ではR4受講前後で共通のものを使用していたが、受講前後の状況の変化を比較しやすくするために、記入票を受講前後の2種類に分けて作成し、それぞれに適切な項目を振り分けた。対象者情報記入票における主な変更点は以下のとおりである（修正後の対象者情報記入票については、「別添資料4」を参照）。

- ・罪名（受講開始時 項目9）

第一次調査票において、強制わいせつ罪等で、致死傷罪でない者が受講対象者に含まれていたため、それに該当する番号を追加した。

- ・被害者等に対する被害弁償の状況（受講開始時 項目15）

被害者が複数存在する場合に、被害の程度が最も重い被害者について記入することとした。

- ・本件事件の特徴に関する項目（受講開始時 項目16）

受講対象者の事件の性質ごとの教育効果の差異を比較しやすくするために、選択肢として、「性的な動機によるもの」「反復性や常習性があるもの」「飲酒や薬物等の影響下におけるもの」「交通関係事件」を追加した。

- ・MJPIのT得点（受講開始時 項目19）

社会的望ましさについて把握するために項目を追加した。

- ・保護環境の状況（受講開始時 項目23及び受講終了時 項目6）

佐藤ほか（2009）の実態調査において、R4の教育効果に影響があるとする回答が見られたため、項目を追加した。

- ・他人の話を聞く姿勢（受講開始時 項目30）

佐藤ほか（2009）の実態調査において、R4の教育効果に影響があるとする回答が見られたため、項目を追加した。

- ・R4受講に対する積極性（受講開始時 項目31）

佐藤ほか（2009）の実態調査において、R4の教育効果に影響があるとする回答が見られたため、項目を追加した。

- ・グループワークの有無と単元数（受講終了時 項目24）

第一次調査において「グループワーク」の定義が不明確であったため、「集団の相互作用を利用し、受講者の意見発表やその意見に対する感想等の発表を行わせる指導」という定義を注釈として追加した。

#### 4 調査方法

調査対象である刑事施設37庁におけるR4受講者のうち、調査に協力することに同意し、かつ、調査実施が可能な者を対象に、R4受講開始時（第1単元受講前）295名及び受講終了時（最終単元受講後）284名にそれぞれ実施した<sup>10</sup>。第一次調査と同様に、調

<sup>10</sup> 受講開始時と終了時で対象者数が異なるのは、釈放前指導への移行や懲罰等を理由に指導途中でドロップアウトした者などが存在するためである。ドロップアウトをした者について、今回は分析していないが、指導の必要性という観点からも、その特質について検討することが今後必要であるだろう。また、調査に同意したものの特定の調査票への回答を拒否した者や、受講開始時には調査への協力に同意したが、受講終了時に不同意の意思を示した者などが存在するため、対象者情報と各調査票の回答者数も異なっている。その他、R4の対象者が少なく、R4対象者のみではグループが組めない施設等においては、処遇指標にR4が付いていない者の一部もR4を受講している。

査票1～3については受講対象者自身が記入し、対象者情報記入票については施設職員が記入する方法により、回答を求めた（対象者情報の集計結果は、「別添資料5」を参照）。

## 5 第二次調査結果の分析

### (1) 調査票1の分析（詳細は「別添資料6」を参照。）

第一次調査で作成したテキストマイニングの枠組みに、第二次調査で得られたデータを投入し、キーワード抽出を図ったところ、刺激語及び対象者の変化等もあり、十分にはキーワードを抽出することができなかった。よって、第二次調査データにフィットするように、第一次調査で作成した辞書等を修正してテキストマイニングを行い、表1のとおりカテゴリーを作成した。

刺激語から助詞を除いた結果、第一次調査では見られなかった「被害者,」（「被害者, あの時怖かったでしょ？」など、相手に話し掛けるような反応）、助詞を補うなどして刺激語を文章に取り入れることなく、刺激語から連想される内容だけを記載した反応（「被害者, 涙」「被害者, 怒っている」など）、「被害者と」「被害者とは」「被害者も」などから始まる反応が出現するようになった。「被害者は」「被害者の」「被害者に」の3種については、8割を超える者が一つ以上の当該刺激語にカテゴライズされる反応を出し、平均反応数も第一次調査と同等ないしそれ以上であった。一方で、「被害者を」及び「被害者から」の刺激語については、反応数が第一次調査と比べて少なくなり、特に「被害者から」では顕著であった。

反応内容の全体的な傾向について確認するため、第一次調査同様、反応ごと、人ごとに、抽出したカテゴリーについて対応分析を行い、布置図を作成した。また、主成分分析（反応ごとについては、カテゴリカル主成分分析）の結果得られた成分負荷行列に対して階層的クラスター分析（抽出法：Ward法、測定方法：平方ユークリッド距離）を行い、樹形図を作成した。刺激語の変更等の影響もあり、第一次調査と比べ、反応傾向には偏りが見られ、布置図及び樹形図等のまとまりはよくなかった（結果の詳細は「別添資料6」表2～5を参照）。

各受講者について、受講前後で、各カテゴリーに該当する反応の出現・不出現に違いがあるかを見るために、McNemar検定を行った。結果は表6のとおりである。5%水準で有意差のあった内容は、次のとおりである。

- ・受講前に当該カテゴリーに係る反応を出していなかった者が出すようになった割合が、出していた者が出さなくなった割合より高い内容：

「要望」「体が悪い状態」「不安・困惑」「遺族」「会う」「苦・痛・恐怖」「再加害防止・更生」「生きる」「生活・仕事・経済」「被害者の視点を取り入れた教育」「被害者を作る」「分かる・知る・理解する」「忘れる・逃げる」「冥福を祈る」及び反応数全体

（「一生」「加害者」「気持ち」「考える・考え」「事件・事故」「謝罪（償い）」「生

き返らせる」「努力・頑張る」「話・話合い」「被害者も」は有意傾向)。

- ・受講前には当該カテゴリーに係る反応を出していなかった者が出すようになった割合が、出していた者が出さなくなった割合より低い内容：

「哀れみ」「事件の重大性」

(「心」「被害者を出す」「被害者とは」は有意傾向)。

各受講者の受講前後の反応数の平均値差について検討するため、対応ある  $t$  検定を行った。結果は表7のとおりである。5%水準で有意差のあった内容は、次のとおりである。

- ・受講後に受講前より反応数が増えた内容：

「要望」「体が悪い状態」「不安・困惑」「遺族」「一生」「会う」「苦・痛・恐怖」

「考える・考え」「再加害防止・更生」「謝罪(許し)」「人生・命・将来」「生きる」

「生活・仕事・経済」「努力・頑張る」「被害者の視点を取り入れた教育」「被害者の要求」

「被害者を作る」「分かる・知る・理解する」「忘れる・逃げる」「連絡」

「被害者は」「被害者の」「被害者を」「被害者も」及び反応数全体

(「していく・し続ける」「金銭的賠償」「事件・事故」「謝罪」「生き返らせる」「責める」

「話・話合い」「被害者に」「被害者から」は有意傾向)。

- ・受講後に受講前よりも反応数が減った内容：

「哀れみ」「思う」「事件の重大性」「被害者とは」

(「被害者を出す」は有意傾向)。

以上のような、受講前後での反応内容の変化は、それぞれ、基本的には、R4が期待する方向のものといえよう。

様々な変化のうち、どこに重きを置いて評価していくかについては、実務上重要な事項であるので、決定木分析の手法を用い、分岐の優先度について検討した(分析手法：Exhaustive CHAID, ツリーの最大深度：3, 親ノードの最少ケース：50, 子ノードの最少ケース：25, ターゲット：受講後)。結果は表8のとおりである。

相対リスクは.398であり、予測の精度は高くないが、分岐の項目、順序については参考になろう。最初の分岐は「忘れる・逃げる」の有無であり、一つでも同カテゴリーに分類される反応を出しているケースについては、受講後と判断される可能性が高いことが分かる。次の分岐は、「被害者を作る」又は「被害者を出す」である。「忘れる・逃げる」に該当する反応があり、かつ、「被害者を作る」に該当する反応があるケースは、約85%が受講後である。また、「忘れる・逃げる」に該当する反応がなく、かつ、「被害者を出す」に該当する反応があるケースについては、約80%が受講前である。こうした結果を見ると、調査票1の評定に当たっては、「忘れる・逃げる」「被害者を作る」「被害者を出す」の3カテゴリーに該当する反応について優先的・重点的に検討すべきであると考えられる。なお、三つ目の分岐は、「不安・困惑」又は「していく・し続ける」である。それぞれに係る反応を一つ以上出すのは、受講後である割合が高い。

## (2) 調査票2の分析（詳細は「別添資料7」を参照。）

第二次調査結果について、まず、因子分析により項目を再整理し、因子構造を確定させた<sup>11</sup>。次に、確定させた各因子について、受講者を性別や処遇指標などにより群分けをした上で、分散分析により群ごとの受講前後における得点の平均値を比較した。分析結果の主な内容は、以下のとおりである。

## ① 因子分析の結果

## ア 問1における犯罪の中和化尺度

該当項目全体について、スクリープロットの状況から因子数3で主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理した<sup>12</sup>。結果、第1因子「中和1：被害者及び責任の否定因子」、第2因子「中和2：非難者への非難因子」及び第3因子「中和3：より高度の忠誠への訴え因子」の3因子を抽出した。 $\alpha$ 係数はそれぞれ、 $\alpha = .873$ 、 $.776$ 及び $.762$ であった。

## イ 問1における教育内容の達成度尺度

該当項目全体について、スクリープロットの状況から因子数2として主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理したが因子のまとまりが悪く、 $\alpha$ 係数もそれぞれ、 $\alpha = .469$ 及び $.638$ と低かった。そこで、因子数3として同様に因子分析を行ったが、因子のまとまりが悪く、本領域については、明確な因子構造を見出すことは困難であり、複数の項目を削除しても、その構造を解釈することが難しいと判断したため、これ以降の分析から外すこととした。

## ウ 問2における罪悪感の尺度

項目全体について、主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理したが、一連の操作を通じて削除・修正した項目はなかった。結果、1因子「罪悪感の程度因子」が抽出された。 $\alpha$ 係数は、 $\alpha = .893$ であった。

## エ 問3における謝罪の動機尺度

項目全体について、スクリープロットの状況から因子数2として主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理したが、一連の操作を通じて削除・修正した項目はなかった。結果、第1因子「道具的謝罪因子」及び第2因子「誠実な謝罪因子」を抽出した。 $\alpha$ 係数はそれぞれ、 $\alpha = .816$ 及び $.818$

<sup>11</sup> なお、第一次調査の結果から、天井効果及びフロア効果を低減させることを意図して尺度の修正等を行ったが、第二次調査結果においても同様の効果が残った。よって、結果の解釈に際しては、これらのことを踏まえる必要がある。質問文や尺度の修正・改良により、同効果を低減させることが今後の課題である。

<sup>12</sup> 項目5及び21の2項目が因子負荷量.40未満であったため削除した。

であった。

#### オ 問4における謝罪の実施意思尺度

謝罪や被害弁償の実施意思に関する質問項目について、主因子法プロマックス回転の因子分析を行い、因子負荷量.40及び共通性.16を基準に項目を整理したが、一連の操作を通じて削除・修正した項目はなかった。結果、1因子「謝罪の実施意思因子」が抽出された。 $\alpha$ 係数は、 $\alpha = .957$ であった。

### ② 分散分析の結果

明確な因子構造を見出すことができなかった「教育内容の達成度」を除く7因子（中和1（被害者及び責任の否定）、中和2（非難者への非難）、中和3（より高度の忠誠への訴え）（以下、因子名を省略し、単に「中和1, 2, 3」と記載する。）、罪悪感、道具的謝罪、誠実な謝罪、謝罪の実施意思）について、受講者を性別、A/B指標<sup>13</sup>、交通/非交通<sup>14</sup>、被害者既知/未知、被害者死亡/非死亡で群分けして、群ごとの受講前後における平均値の比較を分散分析により行った。分析の結果は、以下のとおりである。

#### ア 受講前後（受講者内）と性別（受講者間）の混合計画

- ・受講前後要因と性別要因との間に交互作用は見られなかった。

##### ○受講者内効果の検定結果

- ・中和1について、受講前後の主効果が、 $F(1,221) = 5.697$ と、5%水準で有意に認められ、R4の受講後、受講者の中和1の得点が下がったといえる。
- ・中和2について、受講前後の主効果が、 $F(1,221) = 6.719$ と、5%水準で有意に認められ、R4の受講後、受講者の中和2の得点が下がったといえる。
- ・謝罪の実施意思について、受講前後の主効果が、 $F(1,221) = 4.253$ と、5%水準で有意に認められ、R4の受講後、受講者の謝罪の実施意思の得点が上がったといえる。

##### ○受講者間効果の検定結果

- ・中和2について、性別の主効果が、 $F(1,221) = 6.393$ と、5%水準で有意に認められ、受講の前後に関係なく、女性は男性よりも中和2の得点が高かった。

以上の結果から、性別に分けて分析すると、中和1、中和2及び謝罪の実施意思について、性別に関係なく受講前後で変化があり、R4受講の効果と見ることができる。また、中和2について、受講前後に関係なく男女で違いがあることが分かった。

<sup>13</sup> A/B指標において、A指標は、受刑者の処遇指標において犯罪傾向が進んでいない者を指し、B指標は、犯罪傾向が進んでいる者を指すものとする。

<sup>14</sup> 交通/非交通において、交通は、R4に係る罪名が交通関係に該当する者を指し、非交通は、それ以外の者を指すものとする。

## イ 受講前後（受講者内）と A / B 指標（受講者間）の混合計画

- ・受講前後要因と A / B 指標要因との間に交互作用は見られなかった。

## ○受講者内効果の検定結果

- ・中和 2 について、受講前後の主効果が、 $F(1,221) = 5.712$ と、5%水準で有意に認められ、R 4 の受講後、受講者の中和 2 の得点が下がったといえる。
- ・道具的謝罪について、受講前後の主効果が、 $F(1,221) = 4.156$ と、5%水準で有意に認められ、R 4 の受講後、受講者の道具的謝罪の得点が下がったといえる。
- ・謝罪の実施意思について、受講前後の主効果が、 $F(1,221) = 3.921$ と、5%水準で有意に認められ、R 4 の受講後、受講者の謝罪の実施意思の得点が上がったといえる。

## ○受講者間効果の検定結果

- ・中和 1 について、A / B 指標の主効果が、 $F(1,221) = 5.305$ と、5%水準で有意に認められ、受講の前後に関係なく、B 指標群は A 指標群よりも中和 1 の得点が高かった。
- ・中和 3 について、A / B 指標の主効果が、 $F(1,221) = 8.670$ と、1%水準で有意に認められ、受講の前後に関係なく、B 指標群は A 指標群よりも中和 3 の得点が高かった。
- ・誠実な謝罪について、A / B 指標の主効果が、 $F(1,221) = 5.332$ と、5%水準で有意に認められ、受講の前後に関係なく、A 指標群は B 指標群よりも誠実な謝罪の得点が高かった。

以上の結果より、A / B 指標に分けて分析すると、中和 2、道具的謝罪及び謝罪の実施意思について、A / B 指標の別に関係なく受講前後で変化があり、R 4 受講の効果と見ることができる。また、中和 1、中和 3 及び誠実な謝罪について、受講の前後に関係なく A / B 指標で違いがあることが分かった。

## ウ 受講前後（受講者内）と交通 / 非交通（受講者間）の混合計画

- ・謝罪の実施意思について、受講前後要因と交通 / 非交通要因との交互作用が、 $F(1,221) = 3.993$ と、5%水準で有意に認められ、受講前後と交通 / 非交通との間に組合せの効果があることが分かった。

## ○受講者内効果の検定結果

- ・中和 2 について、受講前後の主効果が、 $F(1,221) = 4.532$ と、5%水準で有意に認められ、R 4 の受講後、受講者の中和 2 の得点が下がったといえる。
- ・道具的謝罪について、受講前後の主効果が、 $F(1,221) = 15.028$ と、1%水準で有意に認められ、R 4 の受講後、受講者の道具的謝罪の得点が下がったといえる。

## ○受講者間効果の検定結果

・中和1について、交通／非交通の主効果が、 $F(1,221) = 32.607$ と、1%水準で有意に認められ、受講の前後に関係なく、交通犯群は非交通犯群よりも中和1の得点が低かった。

・中和2について、交通／非交通の主効果が、 $F(1,221) = 10.399$ と、1%水準で有意に認められ、受講の前後に関係なく、交通犯群は非交通犯群よりも中和2の得点が低かった。

・罪悪感について、交通／非交通の主効果が、 $F(1,221) = 6.160$ と、5%水準で有意に認められ、受講の前後に関係なく、交通犯群は非交通犯群よりも罪悪感の得点が高かった。

・誠実な謝罪について、交通／非交通の主効果が、 $F(1,221) = 12.777$ と、1%水準で有意に認められ、受講の前後に関係なく、交通犯群は非交通犯群よりも誠実な謝罪の得点が高かった。

## ○受講前後と交通／非交通との交互作用の分析結果

・受講前における謝罪の実施意思について、交通／非交通の単純主効果が、 $F(1,221) = 3.031$ と、10%水準で有意傾向にあり、受講前において、交通犯群は非交通犯群よりも謝罪の実施意思の得点が高い傾向があるといえる。

・受講後における謝罪の実施意思について、交通／非交通の単純主効果が、 $F(1,221) = 7.831$ と、1%水準で有意に認められ、受講後においては、交通犯群は非交通犯群よりも謝罪の実施意思の得点が高いといえる。

・交通犯群における謝罪の実施意思について、受講前後の単純主効果が、 $F(1,221) = 3.086$ と、1%水準で有意に認められ、交通犯群においては、受講後は受講前よりも謝罪の実施意思の得点が高くなるといえる。

以上の結果より、犯罪内容を交通／非交通に分けて分析すると、中和2、道具的謝罪及び謝罪の実施意思について、交通／非交通の別に関係なく受講前後で変化があり、R4受講の効果と見ることができる。また、中和1、中和2、罪悪感、誠実な謝罪について、交通／非交通で違いがあることが分かった。また、謝罪の実施意思については、交通犯と非交通犯との間で受講前及び受講後で差があり、受講の効果においても差があることが分かった。つまり、R4受講という観点からは、交通犯は質を異にする存在であるということが示唆されたといえる。

## エ 受講前後（受講者内）と被害者既知／未知（受講者間）の混合計画

・中和2について、受講前後要因と被害者既知／未知要因との交互作用が、 $F(1,216) = 5.358$ と、5%水準で有意に認められ、受講前後と被害者既知／未知との間に組合せの効果があることが分かった。



## ○受講者内効果の検定結果

- ・道具的謝罪について、受講前後の主効果が、 $F(1,216) = 12.652$ と、1%水準で有意に認められ、R4の受講後、受講者の道具的謝罪の得点が下がったといえる。
- ・謝罪の実施意思について、受講前後の主効果が、 $F(1,216) = 4.766$ と、5%水準で有意に認められ、R4の受講後、受講者の謝罪の実施意思の得点が上がったといえる。

## ○受講者間効果の検定結果

- ・被害者既知／未知の主効果が5%水準以上の有意確率で見られるものはなく、被害者既知群と被害者未知群の間に有意な違いはなかった。

## ○受講前後と被害者既知／未知との交互作用の分析結果

- ・受講後における中和2について、被害者既知／未知の単純主効果が、 $F(1,216) = 2.831$ と、10%水準で有意傾向にあり、受講後において、被害者既知群は被害者未知群よりも中和2の得点が有意に高い傾向があるといえる。
- ・被害者未知群における中和2について、受講前後の単純主効果が、 $F(1,216) = 2.846$ と、1%水準で有意に認められ、被害者未知群において、受講後は受講前よりも中和2の得点が下がったといえる。

以上の結果より、被害者既知／未知に分けて分析すると、道具的謝罪及び謝罪の実施意思について、被害者既知／未知の別に関係なく受講前後で変化があり、R4受講の効果と見ることができる。また、中和2については、受講後において、被害者既知群よりも被害者未知群の得点が低く、受講前後の変化は被害者未知群において大きかったといえる。

## オ 受講前後（受講者内）と被害者死亡／非死亡（受講者間）の混合計画

- ・中和2について、受講前後と被害者死亡／非死亡との交互作用が、 $F(1,221) = 7.287$ と、1%水準で有意に認められ、受講前後と被害者死亡／非死亡との間に組合せの効果があることが分かった。

## ○受講者内効果の検定結果

- ・中和1について、被害者死亡／非死亡の主効果が、 $F(1,221) = 10.086$ と、1%水準で有意に認められ、R4の受講後、受講者の中和1の得点が下がったといえる。
- ・道具的謝罪について、被害者死亡／非死亡の主効果が、 $F(1,221) = 13.808$ と、1%水準で有意に認められ、R4の受講後、受講者の道具的謝罪の得点が下がったといえる。

## ○受講者間効果の検定結果

- ・罪悪感について、被害者死亡／非死亡の主効果が、 $F(1,221) = 27.144$ と、1%水準で有意に認められ、被害者死亡群は被害者非死亡群よりも罪悪感の得点が高

かった。

・誠実な謝罪について、被害者死亡／非死亡の主効果が、 $F(1,221) = 9.883$ と、1%水準で有意に認められ、被害者死亡群は被害者非死亡群よりも誠実な謝罪の得点が高かった。

・謝罪の実施意思について、被害者死亡／非死亡の主効果が、 $F(1,221) = 7.634$ と、1%水準で有意に認められ、被害者死亡群は被害者非死亡群よりも謝罪の実施意思の得点が高かった。

○受講前後と被害者死亡／非死亡との交互作用の分析結果

・受講前における中和2について、被害者死亡／非死亡の単純主効果が、 $F(1,221) = 7.047$ と、1%水準で有意に認められ、受講前において、被害者非死亡群は被害者死亡群よりも中和2の得点が高かった。

・被害者非死亡群における中和2について、受講前後の単純主効果が、 $F(1,221) = 2.683$ と、5%水準で有意に認められ、被害者非死亡群において、受講後は受講前よりも中和2の得点が下がったといえる。

以上の結果より、被害者死亡／非死亡に分けて分析すると、中和1及び道具的謝罪について、被害者死亡／非死亡の別に関係なく受講前後で変化があり、R4受講の効果と見ることができる。また、罪悪感、誠実な謝罪及び謝罪の実施意思について、被害者死亡／非死亡で違いがあることが分かった。さらに、中和2については、受講前において、被害者非死亡群は被害者死亡群よりも得点が高く、受講前後の変化は被害者非死亡群において大きかったといえる。

### (3) 調査票3の分析（詳細は「別添資料8」を参照。）

調査票3の第二次調査結果のうち、受講前後で同一の相手に対して書かれた190名分（前後計380ケース）のRLを対象に、RL評価観点表を用いた評価を実施した<sup>15</sup>。

評価は、刑事施設での勤務経験がある研究担当者3名で実施した。評価の実施に先立って、評価者全員で、RL評価観点表に基づき評価の基準及び留意点等を確認し、その上で、まず35名分（前後計70ケース）のRLを3名がそれぞれ独立に評価した。この35名分の評価結果について、評価者3名による評価の一致度を確認するために、Kendallの一致係数Wを算出したところ、中程度の一致度であった（ $W = .669$ ,  $\chi^2(69) = 138.385$ ,  $p < .01$ ）。そこで、評価の一致度を更に高めるために、評価の基準を再調整・統一した上で、残りの155名分について分担して評価を実施した。

<sup>15</sup> 受講前後でRLの相手が一致した割合は約67%であった。前後で相手が異なる残りのRLについて今回は詳細な分析をしていないが、宛先が変わること自体、受講者の、事件や被害者に対する認識や感情の変化を反映しているとも考えられる。この点に関しては、今後、分析すべき課題である。

なお、前述の35名分については、評価者3名の間で得点調整をした上で、データに算入した。

評価結果における、「評価の6項目」の各得点及び合計得点について、対応のある $t$ 検定により受講前後の平均値を比較した結果は、以下のとおりである。

- ・事件の重大性の認識について、受講前後の差は、10%水準で有意傾向にあり、R4の受講後に得点が増える傾向があるといえる。
- ・被害者等の実情の理解について、受講前後の差は、10%水準で有意傾向にあり、R4の受講後に得点が増える傾向があるといえる。
- ・責任の受容及び罪悪感の表明について、受講前後の差は、1%水準で有意であり、R4の受講後に得点が増えたといえる。
- ・自己の問題性の理解について、R4の受講前後で得点に有意な差は見られなかった。
- ・具体的な謝罪・弁償の決意について、受講前後の差は、1%水準で有意であり、R4の受講後に得点が増えたといえる。
- ・再加害防止への決意について、受講前後の差は、1%水準で有意であり、R4の受講後に得点が増えたといえる。
- ・「評価の6項目」の合計得点について、受講前後の差は、1%水準で有意であり、R4の受講後に得点が増えたといえる。

以上より、RL評価観点表を用いて調査票3の第二次調査結果を分析したところ、「評価の6項目」の合計得点について、受講前に比べて受講後において得点が増え、各項目については、責任の受容及び罪悪感の表明、具体的な謝罪・弁償の決意、再加害防止への決意の3項目において受講前後で有意な差が見られ、事件の重大性の認識、被害者等の実情の理解の2項目において受講前後の差に有意傾向が見られ、これらはR4受講の効果と見ることができる。

## IV 考察

### 1 調査票1に関する考察

調査票1の分析結果について、分析結果のそれぞれについて考察を行う。

まず、第二次調査における反応内容の全体的な傾向、すなわち対応分析及びクラスター分析の結果は、刺激語及び対象者の変化もあり、第一次調査におけるそれとはかなり異なっていた。外れ値等の発生度合いを考えると、第一次調査において得られた反応傾向の方が、バランスの良い布置といえ、今後データ蓄積を進め、布置図上から受講者の特徴や反省の度合い等を推定していく上では、第一次調査の刺激語及び布置図の方が有用

性が高いと考えられる。

次いで、各受講者における受講前後の反応傾向の差について McNemar 検定及び対応のある  $t$  検定を行った結果について、5%水準で有意差が認められた項目を中心にその意味について考察する。

受講前に該当するカテゴリーの反応を出していなかった者が、受講後に出すようになった反応、受講前に比べて、受講後の方で反応数が増えた反応は、「要望」「体が悪い状態」「遺族」「会う」「苦・痛・恐怖」「再加害防止・更生」「生きる」「生活・仕事・経済」「被害者の視点を取り入れた教育 (R 4)」「分かる・知る・理解する」である。「一生」「考える・考え」「努力・頑張る」については、対応のある  $t$  検定のみで5%水準の有意差があり、McNemar 検定では10%の有意傾向を示すにとどまった。それぞれの変化の意味は次のように解釈可能である。

「要望」は、「～したい」「～してほしい」等の反応であり、主語及び述語となる言葉との共起次第で評価が全く異なるため、当該反応だけでは評価の指標とはならないが、被害者等が主語となる反応については、加害者に対する謝罪や事情説明を求めるなどの内容が中心であり、被害者の実情に関する理解等に位置付けられるものであった。また、受講者自身が主語となる反応については、謝罪をさせてほしい旨の内容が中心であり、「会う」を伴った「会って謝らせてほしい」等の反応も多かった。

「体が悪い状態」「苦・痛・恐怖」「生活・仕事・経済」は、身体面、精神面、生活面のそれぞれの領域に係る被害者の実情理解に関する反応である。特定の領域に限らず、3領域のいずれにおいても受講後に反応数が増加したり、新たに反応を出す者が増えたりしたことは、被害者の実情実情を理解しようとする姿勢の反映として肯定的に評価できよう。「分かる・知る・理解する」「考える・考え」は、これらの反応と共起しており、実際の評価においては、それぞれとの関係において検討することが必要である。

「遺族」については、第一次調査の分析において考察したとおりである。当然ながら被害者が生存しているケースについては生じ得ない反応であるため、今後、被害者死亡のケースに限定して分析を行うことで、このカテゴリーの意味付けが、より明確になるであろう。

「再加害防止・更生」については、説明を付すまでもなく、受講による増加等の変化は教育効果として肯定的に評価できよう。

「一生」「努力・頑張る」については、他の反応との共起関係により評価が異なるが、「忘れる・逃げる」「謝罪」「再加害防止・更生」等に係り、事件と向き合うこと、責任を受容し、具体的な謝罪に取り組むこと、再加害をしないこと、更生することについて、努める旨の内容が多数であった。

「被害者の視点を取り入れた教育 (R 4)」については、当該反応のみでは評価の対象とはならないが、対応分析等において、肯定的な感情や評価と共起する傾向があったことを踏まえると、当該反応を出した受講者の多くが、受講を肯定的に捉えているものと

考えることができる。

受講前に該当するカテゴリーの反応を出していた者が、受講後に出さなくなった反応、受講前に比べて受講後に反応数が減った反応は、「哀れみ」「事件の重大性」「思う」「被害者とは」である（後二者については出現反応数のみ有意差あり）。

「哀れみ」は、被害者等に対して「かわいそうだ」等と自己の感情を記載した反応である。こうした反応は、対象、すなわち、被害者等に対して、事件・事故等の当事者、加害者としての自己を十分認識していないからこそ出てくる反応と考えられる。また、常識的に考えて、加害者から「哀れみ」の感情を向けられることには、被害者等は上述のような理由からむしろ反感を覚えるであろう。こうした感情を持つこと背景にある認識のゆがみや偏りに気付かせ、改善させることは、R4の中心的指導目標であり、受講後に、「哀れみ」に該当する反応が出さなくなる、又は、反応数が減少することは、R4の教育効果と評価することができるであろう。

「事件の重大性」については、その認識を深めさせることが、R4の指導目標であるところ、受講前に当該反応を出していた者が出さなくなることや、反応数の平均値が減少することは、一見するとむしろ、指導が逆効果を生じさせているようにも見える。しかし、「事件の重大性」はR4の指導においては、いわば「入口」に当たる部分の事柄であり、受講前、又は、指導の序盤においては受講者の中心的な関心事項となる可能性があるが、指導が進むにつれ、「事件の重大性」に係る認識よりも更に先の内容に関心が移行することは想像に難くない。よって、第二次調査で示されたような変化があったとしても、直ちに否定的な評価をすることは適当ではないといえよう。

「思う」については、極めて一般的に用いられる動詞であり、受講後、受講前よりも数値が低下したことと教育効果との関係を論じることは難しい。しかし、具体的に反応に当たると、受講前後で同じテーマについて記載している場合にも、受講前には「思う」がつくことで、あいまいな想像にとどまっていた内容が、受講後には、より生々しい反応として表出されるケースが多々あった。例えば、受講前は「被害者は怒っていると思う」としていた者が、受講後は「被害者は怒っているに違いない」に変化しているなどである。こうした変化は、前述したように、東本ほか（2007）の研究で、性犯罪者治療の前後におけるK-SCTの反応の変化について、あいまいな反応の減少が治療効果として挙げられていることに通じる結果といえよう。実際の評価に当たっては「思う」に係る内容が重要であることはいうまでもない。

「被害者とは」については、「被害者とは、被害を受けた人だ」「被害者って、何？」等の反応が該当しており、その減少をもって直ちに教育効果があったとはいえないものの、こうした反応を出す者については、被害者や事件に係る認識が十分に深まっているとは考えにくいといえるであろう。

「加害者」「気持ち」「謝罪（償い）」「冥福を祈る」については、McNemar検定でのみ有意差ないし有意傾向が認められ、受講前には当該反応を出していなかった者が受講

後に当該反応を出す割合が、受講前に当該反応を出していた者が受講後に当該反応を出さなくなる割合よりも高かった。「加害者」については、加害者としての自己を強く意識するようになったことが、反応内容に反映されたと考えられる。「気持ち」については、「被害者の」と共起しているケースがほとんどであり、被害者の心情理解に係る反応や、「被害者の気持ちになると」等に代表される「視点取得」に係る反応が増えたことを意味している。「謝罪（償い）」及び「冥福を祈る」については、表現型は違うが、罪悪感の深まりに伴って生じる具体的な謝罪行動に関する記載であり、R4の教育効果を認めることができよう。

「謝罪」「謝罪（許し）」「人生・命・将来」「責める」「金銭的賠償」「被害者の要求」「連絡」については、対応のある  $t$  検定でのみ有意でないし有意傾向が認められ、受講前よりも受講後の方で反応数が多かった。「謝罪」についてはその反応数の増加を肯定的に評価するのに説明は不要であろう。「謝罪（許し）」については、罪悪感の深まりを反映していると考えられる。ただし、R4の対象者は、基本的に回復不能ないしはそれが非常に困難な重大な被害を与えているだけに、「許し」に関する反応が増えたことをもって直ちにR4の教育効果として肯定的に評価することは適当ではない。「人生・命・将来」については、自己の加害行為が、被害者やその家族、周囲の人々の人生等に大きな影響を与えたことや、命の大切さ等をも含んだ反応であり、「被害者を殺した」等と事件事実について記載するだけの反応とは意味付けが異なるだろう。「責める」については、第二次調査においてはそのほとんどが被害者等、特に、被害者遺族自身の自責の念に係る反応であった。こうした反応が増えることは、被害者の実情に係る理解が深まった証左といえるだろう。「金銭的賠償」「被害者の要求」「連絡」については、その他の否定的な内容と共起しない限り、具体的な謝罪や被害者の実情理解等に係る反応として評価できるであろう。

以上のように、受講前後で反応傾向に差が見られる項目については、意味付けは異なっても、いずれも指導の効果と見なすことができる性質のものであるといえる。

次に、処遇現場で実際に評価を実施するに当たり、いずれの項目について優先的・重点的に検討すべきかについて検討するために行った決定木分析の結果について考察する。

調査票1の分析において示したとおり、相対リスクは.398であり、予測の精度自体は高くはなかったが、分岐の項目、順序については、重要な示唆が得られた。すなわち、第一の分岐は、「忘れる・逃げる」のカテゴリーの反応であり、同カテゴリーに該当する反応が一つでもある者については受講後、一つもない者については受講前に分類される割合が高かった。同カテゴリーは、その多くが「忘れない・逃げない」の意であり、同カテゴリーに該当する反応は、被害者等や事件、自己の責任に対して「向き合う」旨の反応である場合が多いといえる。これは、R4の指導目標と対応するものであり、R4の教育効果について検討する最初の着眼点として論理的にも極めて妥当である。なお、同カテゴリーには、「被害者のことを忘れてしまいたい」「被害者から逃げたい」等の肯

定的に評価できない反応も含まれているが、こうした反応を出す者は、その他の反応において事件や責任の重大性、被害者の実情、謝罪等に関する内容の反応を出しており、ある程度罪悪感等が高まっているからこそ、受講後にそのような反応が生じたとも考えられよう。

第二の分岐は、「被害者を作る」及び「被害者を出す」のカテゴリーである。両者の違いについては、第一次調査票の分析において触れたとおり、「被害者を作る」は、回答者が、自己の加害者性、主体性、意図等をより強く意識している反応で、「被害者を出す」は、それらが比較的弱い反応と考えられる。決定木分析の結果からは、「忘れる・逃げる」に該当する反応があり、「被害者を作る」に該当する反応があったケースの約85%が受講後の者であったことが示されており、受講を通して、被害者や事件に向き合い、自己の加害者性や加害行為に係る責任に対する認識が深まっていることが反応としても表れたものと考えられる。また、「忘れる・逃げる」に該当する反応がなく、「被害者を出す」に該当する反応があったケースの約80%が受講前の者であり、受講前においては、被害者や事件と向き合おうとする構えや意思、加害行為の主体としての自己に対する認識などが十分ではないというR4対象者の状況がうかがわれる。

以上の3項目は分岐をたどることによる分類の効果が大きく、これらの項目について優先的・重点的に検討を行うことが重要であり、また、R4の教育効果のうち、「事件の重大さを認識し、被害者等に向き合い、自己の加害者性や加害行為に係る責任についての認識を深める」ことについては、調査票1の反応内容を分析することで評価することが可能であることが示唆された。

第三の分岐は「していく・し続ける」及び「不安・困惑」のカテゴリーである。

「していく・し続ける」については、受講前後における平均値の差の検定では有意傾向にとどまったが、受講前よりも受講後の方で平均値が高かった。決定木の分岐においては、「忘れる・逃げる」に該当する反応があり、「被害者を作る」に該当する反応がない場合、「していく・し続ける」に該当する反応があるケースは、約70%が受講後の者であることが示された。「していく・し続ける」は、決定木の分岐で示された「忘れる・逃げる」のほか、「謝罪」「謝罪（償い）」「これから」「一生」「遺族」「生活・仕事・経済」等と同時に生じる反応が多い。例えば、謝罪等に関しては、一時的、単発的に行って済むものではなく、継続的に、生涯を掛けて行いたいとする意思や、行わねばならないとする認識などの内容の反応が多く、被害者等が主体となる反応については、「被害者の御遺族は、大切な家族のいない寂しさを一生感じ続けていく」等、被害者等が抱える様々な被害が、事件・事故のその場その時限りのものではなく、彼らの人生に影響を与えるような継続的で重大なものであったことに関する内容の反応が多い。こうしたことから、「していく・し続ける」に該当する反応を出す者については、その反応に係る内容が該当するところの指導目標・教育効果について、認識をより深く持っている可能性があるといえよう。

「不安・困惑」については、受講前後で、同カテゴリーに該当する反応を出さなかった者が出すようになる変化や、出現反応数の増加についても有意であった。同カテゴリーに分類される反応は、被害者等の感情状態に係る内容が中心的ではあったが、回答者自身の感情状態に係る内容も少なくなかった（刺激語の関係もあり、第一次調査の方がその割合は大きかった）。受講により、不安や困惑が高まることは、一見すると、指導の効果に反するよう映ることもあろう。しかし、受講により、事件の重大性を再認識し、被害者等の実情や自己の責任に対する認識が深まることは、罪悪感については明確化という方向での変化を生む一方で、これらに圧倒されつつも踏みとどまり、誠実に被害者等に向き合い、謝罪などに取り組もうとする中で、不安や困惑、葛藤が生じたり、高まったりすることは、論理的に考えて、指導による変化として十分想定されるとともに、実務経験上も首肯されるものといえよう。「不安・困惑」にカテゴライズされる反応と同時に、「謝罪」「責任の受容」「再加害防止・更生」「忘れる・逃げる」「していく・し続ける」「提案・忠告」「要望」等にカテゴライズされる反応も出している場合には、よりその可能性が高いといえる。

第二次調査では、刺激語から助詞を除いたことにより、第一次調査では得られなかった反応が得られるようになった一方で、「被害者を」及び「被害者から」、特に後者にまつわる反応数が大きく減少した。「被害者から」に注目すると、第一次調査では、指導前267、指導後361、合計628反応が得られた。同刺激語とその他のカテゴリーとの共起関係について、共起の有無及び指導の前後で $2 \times 2$ の $\chi^2$ 検定を行った結果、5%水準の有意差ないし10%水準の有意傾向が認められたものは、「別添資料6」表9のとおりである。「恨み」「一生」「被害者批判等」「聞く」「忘れる・逃げる」は指導前で多く、「見る」「責める」は指導後で多かった。総じて、指導前においては、「被害者から、恨まれている」「被害者から、一生許してもらえない」「(だからこそ)被害者から、逃げたい」等の反応が多く、こうした負の思いが裏返る形で、「被害者から、けんかを売ってきた」等の被害者に責任を転嫁するような反応が生じていることが読み取れる。指導後においては、「見る」「責める」等が多く、「被害者から見たら、いくら責めても足りないだろう」等、被害者から見てどうかという、被害者の視点を取り入れた教育において重要な目標の一つである視点取得に係る反応が得られていることが分かる。

また、第二次調査では、視点取得や被害者批判にカテゴライズされる反応は、反応数・反応した者の数ともに第一次調査と比べて少なく、受講前後の変化についても有意差が認められなかった。また、「責める」についても、被害者の自責の念に係る内容が多く、第一次調査で多かった被害者から責められる旨の内容はかなり少なかった。このことから、「被害者から」という刺激語は、こうした反応、またその変化を抽出する上で有用であることがうかがえる。

これらの結果から、R4の教育効果について把握する上では、助詞を除いた第二次調査の刺激語よりも、助詞を補った第一次調査の刺激語の方が適当であることが示唆され



る。

また、「謝罪」のカテゴリーについては、変化を見極める指標としては十分機能しなかったが、「すまない」「迷惑を掛けた」等、罪悪感や責任の認識等が比較的弱い又はあいまいであると考えられる反応を「軽い謝罪」、「謝罪したい」等、謝罪という文言を明確に示す反応を「明確な謝罪」としてテキストマイニングの設定を修正し、第二次調査のデータからキーワードの再抽出を行ったところ、反応数はそれぞれ、「明確な謝罪」341（受講前138，受講後208）、「軽い謝罪」124（受講前80，受講後44）となった。受講前後で、各受講者が一つでも当該反応を出したか否かについて McNemar 検定を、各受講者の反応数の平均値について対応のある  $t$  検定を行った結果は、「別添資料6」表10及び11のとおりである。

McNemar 検定（表10）については、いずれも1%水準で有意差があり、「明確な謝罪」については、受講前には同カテゴリーに該当する反応を出していなかったが受講後には同カテゴリーに該当する反応を出すようになった者の割合が、受講前には同カテゴリーに該当する反応を出していたが受講後には同カテゴリーに該当する反応を出さなくなった者の割合を有意に上回った。「軽い謝罪」については、受講前には同カテゴリーに該当する反応を出していたが、受講後には同カテゴリーに該当する反応を出さなくなった者の割合が、受講前には同カテゴリーに該当する反応を出していなかったが、受講後には同カテゴリーに該当する反応を出すようになった者の割合を有意に上回った。

対応のある  $t$  検定に（表11）については、「明確な謝罪」では1%水準で、「軽い謝罪」では5%水準で、受講前後の平均値に差が認められ、「明確な謝罪」は受講前よりも受講後に増加し、「軽い謝罪」は受講前よりも受講後の方が減少した。

こうした結果から、R4の受講により、罪悪感<sup>16</sup>や自己の責任に関する認識が明確化されたと考えることができるだろう。前述のとおり、性犯罪者治療の評価にK-SCTを用いた研究においては、受講前後の反応を比較し、あいまいで多義的な表現の減少や罪悪感の明確化等が治療効果として報告されているが、第二次調査におけるこうした変化も同じ文脈で捉えることができる。

さらに、刺激語を含む86カテゴリー及び反応数の変数に、「明確な謝罪」及び「軽い謝罪」を追加して、決定木分析を再試行した結果は、「別添資料6」表12のとおりである（分析手法：Exhaustive CHAID，ツリーの最大深度：3，親ノードの最少ケース：50，子ノードの最少ケース：25，ターゲット：受講後）。

<sup>16</sup> 一般的に、罪悪感に係る研究では、罪悪感（行為に焦点化）と恥（自己に焦点化）の弁別、共感に基づく罪悪感（謝罪等の向社会的行動に影響）と恐怖に基づく罪悪感（精神病理・問題行動等に影響）の弁別の必要性和、その困難性が指摘されている。これらは、R4の教育効果を把握する上でも重要であると考えられるだけに、調査票1の回答、テキストマイニングによる分類結果を基礎的な資料として活用し、指導場面や面接等の臨床的なかわりの中で、こうした微妙な特徴・変化を見極めることが望まれる。

相対リスクが.390であり、予測の精度はそれほど高くないが、分岐の項目及び順序は実務上有用である。最初の分岐は「明確な謝罪」の有無であり、一つでも同カテゴリーに分類される反応を出しているケースについては、受講後と判断される可能性が高いことが分かる。また、次の分岐は、「軽い謝罪」及び「責任の受容」である。「明確な謝罪」に該当する反応があり、かつ、「軽い謝罪」に該当する反応がないケースは、約63%が受講後である。また、「明確な謝罪」に該当する反応がなく、かつ、「責任の受容」に該当する反応がないケースについては、約60%が受講前である。分岐をたどることによる分類の効果については、十分に高いとはいえないが、被害者の視点を取り入れた教育が目指す指導目標を念頭に置くとき、非常に重要なカテゴリーが分岐の着眼点として示されたといえる。よって、評価に際しては、先に挙げた「忘れる・逃げる」「被害者を作る」「被害者を出す」「していく・し続ける」「不安・困惑」に加えて、「明確な謝罪」「軽い謝罪」「責任の受容」についても、優先的・重点的に検討することが望まれる。

以上、調査票1において、受講前後の各カテゴリーに係る反応の出現状況等から、R4の教育効果が認められたといえるが、さらに、これらの結果を評価ツールの使用及び改良という観点から考察すると、まず、本研究の結果は、あくまで調査票1というツールに対して受講者が表出した反応を、その枠内でのみ検討した結果であるため、この反応が見られたならば、その対象者はR4の教育効果が上がっていると即座に判断できる性質のものではないことについて当然ながら留意する必要がある。その上で、実際に刑事施設で使用する際には、ソフトウェア等の制限があるだけに、本研究で用いたテキストマイニングによる手法ではなく、個々の回答をより質的、個別的に、手作業で処理することになるだろう。本研究において、受講前後で有意な変化の認められたカテゴリーを着眼点とし、当該反応の有無及び出現数の変動から、教育効果の浸透の程度について検討することが望まれる。

被害者及びその家族に宛てて書くロールレタリングにおいては、たとえ、それが仮想的なやり取りであったとしても、被害者に対して表出することが不適當と考えられるような考えや感情については、内面の在り様とはかかわりなく抑制される可能性が小さくないだけに、直接被害者を想定しないSCTにおける回答によって、その解釈を補完ないし強化することなどが推奨される。

本研究では、テキストマイニングの手法を適用した関係上、一つ一つの反応単位での分析・解釈を行ったが、個々人の示す一連の反応を通して読むことで、反応単位ではカテゴライズできなかった反応の意味が特定されたり、一連の反応の中での心の流れが推測されたり、特に、より情緒面で解釈に深みが増す可能性がある。施設においては、このような、投影法としてのSCTに対するより臨床的な解釈を、積極的に活用することが期待される。受講前後の反応について比較しつつ読むことも、受講者の変化を酌み取る上では臨床上有意義であろう。さらに、評価の素材とするにとどまらず、指導編入時等に実施する面接等において、SCTの結果を材料として活用することも、SCT解釈

の妥当性を高めるだけでなく、面接効果を高める上でも有用であろう。

また、今後蓄積していくデータに対して、統計的検定等を行う上では、テキストマイニングによる分類・数量化も継続することが望まれる。本研究においては、あくまでも、評価ツール作成が第一義的目標であり、いずれのツールについても試作の段階にとどまるため、対応分析等により各個人について抽出した次元得点や、クラスター分析による分類結果等と、他の指標とを関連付けて統計的な検討を加えることまでは行わなかったが、今後、データの蓄積を進める中で、こうした検討を進めることが期待される。実施に係る対象者の負担度においては、調査票1は調査票2と同等、調査票3よりもかなり軽いことから、これらの指標との関連から、調査票1における反応傾向と、その他の調査票等から把握・推定される教育効果との対応を明らかにすることで、教育効果を簡便に把握する方法として活用可能性が高まるであろう。

なお、本研究においては、第二次調査との関連から、第一次調査における刺激語の一つ「今回の事件」については分析の対象から除外したが、質的に見ると、事件に対する認識や事件につながった自己の問題点に関する記載については、「被害者」を刺激語とした場合よりも、「今回の事件」を刺激語とした場合の方が反応のバリエーションが豊富であり、これらの観点について評価を行う上では「今回の事件」という刺激語についても活用可能性が認められる。また、反応が事件に方向付けられる結果、当然ながら事件に関するいわゆる「言い訳」的な内容、すなわち中和化や防衛機制として解釈できる反応も出現が見込まれ、調査票2の結果と相互補完的に使用することが可能であろう。受講者個人における受講前後の差異を抽出する感度に優れるか否かは今後のデータ蓄積を待つ必要がある。また、カテゴリ化に際して、テキストマイニングの手法を活用する場合は、「今回の事件」という刺激語に対する反応にフィットした辞書設定等のテキストマイニングの枠組みを準備する必要がある。

さらに、「被害者を作る」と「被害者を出す」や、「明確な謝罪」と「軽い謝罪」など微妙な違いを抽出してカテゴリを精緻化することにより、回答者の特徴に係る重要な示唆が得られることが分かっただけに、今後、テキストマイニングの辞書設定等に修正を加え、受講前後の変化を検出する感度を、より高める方向でカテゴリ化を詳細に行うことも検討に値する。例えば、語尾に注目することで、本研究では「謝罪」とひとくくりにカテゴリ化された反応について、「謝罪したい」「謝罪すべきだ」「謝罪せずにはいられない」等に細分化し、意思による謝罪、義務感による謝罪、その他の謝罪等を抽出することも、受講者の変化、また、その意味について検討する上で意義であろう。

いずれにせよ、第一次調査、第二次調査を通じて、R4対象者の、「被害者」という刺激語に対する反応内容の類型はおおむね把握することができたと考えられるため、当面は第一次調査で使用した刺激語を用いてデータを蓄積する一方で、よりSCTらしい刺激語（例えば、「被害者の家族は\_\_\_\_\_」「もし、自分が被害者の立場であったら\_\_\_\_\_」「被害者の視点を取り入れた教育\_\_\_\_\_」など。）を作成し、反応の自

由度に一定の制限を設ける方向で精緻化することによって、より微妙ではあるが意味のある変化を抽出することが可能となるよう、ツールとしての洗練を図ることも検討に値する。なお、反応の自由度に一定の縛りが掛かることは、テキストマイニングの手法を適用する場合にも、キーワード抽出やカテゴリ化の精度を高める効果が見込まれる。

最後に、調査票1の反応を評価する際には、以下の2点についても留意することが望まれる。

一つは、反応に際して想定される被害者が、回答者本人にとっての個別的な被害者ではなく、一般的な被害者を想定したことが疑われる反応への対応である。基本的には、本研究で行った考察は、回答者本人の被害者を想定した反応であることを前提としたものであるため、一般的な被害者を想定した反応については、同じ考え方をそのまま適用して評価を行うことには留保が必要である。ただし、研究の枠組みにおいては、当該反応が回答者本人の被害者を想定してのものか、一般的な被害者に対するものかを識別することは困難であるが、施設で指導等を行っている職員であれば、その識別はさほど難しくないと考えられる。

一般的な被害者を想定して反応するような、刺激語と距離を取った反応の在り方がある一方で、被害者に対して話し掛けるような反応（「被害者、痛かったですよ。もっと生きたかったよね。ごめんなさい。」等）も見られた。こうした反応は、刺激語（被害者）との距離の近さ（取れなさ）が特徴であり、特に親族等が被害者のケース（<sup>えい</sup> 嬰兒殺など）が多い。被害者の視点を取り入れた教育においては、加害者としての自己と、他者としての被害者という関係性を十分に認識した上で、被害者の視点に立つ・立とうとすること（他者視点取得）が必要である。被害者との間に一定の距離を取ることができない状況は、被害者を、自己とは別の人格を持つ他者として認識することが十分にできていない状況といえ、「被害者の視点に立つ」ことは難しいと考えられる。一見情緒的な面で深まりが感じられる内容であったとしても、被害者との距離を取ることができていない反応が頻出するケースの評価については、ツールをそのまま適用するのではなく、指導者・評価者の臨床的判断が必要不可欠であるとともに、加害者としての自己と他者としての被害者について再認識できるような働き掛けが必要となろう<sup>17</sup>。

## 2 調査票2に関する考察

調査票2の分析結果について、受講者をその属性により群分けした上で、群ごとに更に掘り下げて考察する。

性別に分けて分析した結果において、受講前後で中和1の得点及び中和2の得点の有

<sup>17</sup> 対象者と指導の関係という観点からは、人格を有する他者としての被害者に係る認識を形成することが困難、又は、こうしたアプローチ以外の方法が適当であるようなケース（例えば、<sup>えい</sup> 嬰兒殺など）については、別の指導の在り方を検討することも必要であろう。

意に下がり、謝罪の実施意思の得点が上がることが分かった。これは、性別に関係なく、R 4の教育効果によって、被害者の存在や罪を犯した自分の責任を否定する傾向と、罪を犯した自分を非難する人々は間違っていると考える傾向が弱まり、謝罪や弁償を続けていく覚悟や自信が強まったことを示しているといえる。

中和2の得点については、受講前後に関係なく、男性よりも女性の得点が有意に高いことが分かった。男性よりも女性の方が、罪を犯した自分を非難する人々は間違っていると考える傾向が強いということである。これについては、男性と比べて女性では、その被害者が実子や親族など親密な関係にある者であることが多く、家族内など狭い人間関係のしがらみの中で追い詰められて犯行に至ったケースなどにあっては、自己の行為に対する第三者からの非難をそのままに受け入れられない場合があることなどが影響していると考えられる。

A/B指標に分けて分析した結果において、受講前後で中和2の得点及び道具的謝罪の得点が有意に下がり、謝罪の実施意思の得点が上がることが分かった。これは、A/B指標に関係なく、R 4の教育効果によって、罪を犯した自分を非難する人々は間違っていると考える傾向と、謝罪や弁償をすることを他の目的を達成するための手段と捉える傾向が弱まり、謝罪や弁償を続けていく覚悟や自信が強まったことを示しているといえる。

中和1の得点及び中和3の得点については、受講前後に関係なく、A指標群よりもB指標群の得点が有意に高く、誠実な謝罪の得点については有意に低かった。A指標群よりもB指標群の方が、被害者の存在や罪を犯した自分の責任を否定する傾向と、大切な人への忠誠のために罪を犯したと考える傾向が強く、心の底から申し訳ないと思いつ謝罪や弁償をしようとする傾向が弱いということである。これについては、犯罪傾向が進んでおらず自らの犯した罪について常識的な捉え方ができるA指標群と、犯罪傾向が進み暴力団関係者も多数含むB指標群との特質の違いを考慮すれば、十分に納得できる結果であるといえるだろう。

犯罪内容を交通／非交通に分けて分析した結果において、受講前後で中和2の得点及び道具的謝罪の得点が有意に下がるということが分かった。これは、交通／非交通に関係なく、R 4の教育効果によって、罪を犯した自分を非難する人々は間違っていると考える傾向と、謝罪や弁償をすることを他の目的を達成するための手段と捉える傾向が弱まったことを示しているといえる。

中和1の得点及び中和2の得点については、受講前後に関係なく、非交通群よりも交通群の得点が有意に低く、罪悪感の得点及び誠実な謝罪の得点については高いことが分かった。非交通群よりも交通群の方が、被害者の存在や罪を犯した自分の責任を否定する傾向と、罪を犯した自分を非難する人々は間違っていると考える傾向が弱く、被害者に対する申し訳ない気持ちに思い悩む傾向と、心の底から申し訳ないと思いつ謝罪や弁償をしようとする傾向が強いということである。これについては、交通群のほとんどがA指標であり、かつその中でも犯罪傾向が進んでおらず、自らの犯した罪について常

識的な捉え方ができる者が多いことなどが影響していると考えられる。

謝罪の実施意思の得点については、交通／非交通と受講前後との間に有意な交互作用が見られ、非交通よりも交通の方が、受講前及び受講後どちらにおいても得点が有意に高く、受講による効果も有意に大きいことが分かった。交通群が非交通群に比べると一貫して、謝罪や弁償を続けていく自信や覚悟を強く持っていることを示しており、交通群はR4受講者の中では質を異にする群であることが示唆されたといえるだろう。

被害者既知／未知に分けて分析した結果において、受講前後で道具的謝罪の得点が有意に下がり、謝罪の実施意思の得点が高くなることが分かった。これは、被害者既知／未知に関係なく、R4の教育効果によって、謝罪や弁償をすることを他の目的を達成するための手段と捉える傾向が弱まり、謝罪や弁償を続けていく自信や覚悟が強まったことを示しているといえる。

中和2の得点については、被害者既知／未知要因と受講前後要因との間に有意な交互作用が見られ、被害者既知群よりも被害者未知群の方が、受講後の得点が高い傾向にあり、受講による効果も有意に大きいことが分かった。被害者未知群は被害者既知群と比べて、受講の効果により、罪を犯した自分を非難する人々は間違っていると考える傾向が弱まることを示しているといえるが、これについては、交通犯が多い被害者未知群では、受講前は、過失犯であるとの認識が強いため、被害者や遺族等に対する謝罪の意識はある程度持っていたとしても、第三者からまで非難されることを受容できなかったのが、受講の効果によって罪の意識等が深まり、それを受け入れることができるようになったことなどが考えられる。交通犯以外についても、当初、被害者に関する情報やイメージが乏しかったのが、R4の受講によりその心情や取り巻く状況などを幅広く多様にイメージできるようになったことなどが影響していると考えられる。

被害者死亡／非死亡に分けて分析した結果において、受講前後で中和1の得点及び道具的謝罪の得点が下がることが分かった。これは、被害者死亡／非死亡に関係なく、R4の教育効果によって、被害者の存在や罪を犯した自分の責任を否定する傾向と、謝罪や弁償をすることを他の目的を達成するための手段と捉える傾向が弱まったことを示しているといえる。

罪悪感の得点、誠実な謝罪の得点及び謝罪の実施意思の得点については、受講前後に関係なく、被害者非死亡群よりも被害者死亡群の得点が有意に高いことが分かった。被害者非死亡群よりも被害者死亡群の方が、被害者に対する申し訳ない気持ちに思い悩む傾向と、心の底から申し訳ないと思ひ謝罪や弁償をしようとする傾向、そして謝罪や弁償を続けていく覚悟や自信が強いということである。これは、被害者非死亡群と比べて被害者死亡群では、人の生命を奪うという重大な事件を起こしており、それゆえに、自分が犯した罪に対する罪悪感や、被害者に対して申し訳なく思ひ謝罪・弁償を行っていくとする謝罪意識がより強いということを示しているのだと考えられる。

中和2の得点については、被害者死亡／非死亡要因と受講前後要因との間に有意な交

相互作用が見られ、被害者死亡群よりも被害者非死亡群の方が、受講前の得点が有意に高く、受講による効果は有意に大きいことが分かった。被害者非死亡群は被害者死亡群と比べて、R4を受講することによって、罪を犯した自分を非難する人々は間違っていると考える傾向が弱まることを示しているといえるが、これについては、被害者非死亡群では、受講前は、被害者が生存しているために自らの犯行の重大性を過小評価し、被害者やその遺族等に対する謝罪の意識はある程度持っていたとしても、第三者からまで非難されることを受容できなかったのが、受講の効果によって罪の意識等が深まり、それを受け入れることができるようになったことなどによるものと考えられる。

以上、群ごとに分けて見ると、複数の因子に関して、R4の教育効果が認められたといえる。さらに、これらの結果を評価ツールの使用及び改良という観点から考察すると、まず、中和化の尺度については、その得点が受講前後で低くなれば、教育の効果があったと解釈することができるが、またそれ以外に、受講前における得点を、教育内容の浸透させやすさの指標として、アセスメントツールとして利用することもできるだろう。つまり、中和化の得点が低い受講者にはR4の教育効果が大きく期待できるのに対して、逆に非常に高い者には、そのままではその効果に限界がある可能性があるという視点を提供することができると考えられる。このように調査票2をR4編入に当たっての参考情報とすることで、中和の各得点が一定以上の者については、R4のグループに編入させる前に個別の指導や、必要であると思われる他の改善指導を実施するなどの工夫の余地があると考えられる。

次に、教育達成度の尺度について、今回は第二次調査以降の分析に用いなかったが、質問項目を修正・削除することにより、まとまりのある因子構造を見出すことができれば、直接的に教育効果を測定することができる有効な尺度であり、中和の尺度との概念上の重複を考慮した上で、今後、質問項目に再度加えていくことも検討すべきだろう。

また、罪悪感の尺度について、R4の受講前後において、受講前は得点の低い受講者の得点が少しでも上昇すれば、R4の教育効果として肯定的に評価することはできるだろう。しかし、受講前から高得点である受講者の得点が受講後にやや低下した場合に、これを例外なく否定的に評価すべきとは必ずしもいえないだろう。なぜなら例えば、受講前から既に罪悪感を強く感じており、罪を犯した自分自身を責め続けていた受講者が、R4を受講することにより、自己完結的であれば「不健全な罪悪感」を抱えて苦しみを続ける段階を乗り越え、被害者に対して具体的な謝罪を実施していく決意を固めることで、そのような罪悪感が幾らか軽減される段階に到達する場合なども考えられるからである。また、この種の罪悪感は調査票2の質問文からも分かるように、それが高まりすぎることにより受講者が過度に精神的動揺を来すことなどが十分に考えられるものであるため、この得点が極端に高い受講者については、心理的ケアの必要性の有無等についても検討すべきだろう。

### 3 調査票3に関する考察

調査票3の分析結果について、項目ごとに更に掘り下げて考察する。

第1項目である事件の重大性の認識について、受講者全体で見ると、R4の受講後に得点が増える傾向があることが分かった。これは、R4の効果により受講者が、以前よりも、自分が起こした事件の重大性に直面できるようになる傾向を示しているといえる。

第2項目である被害者等の実情の理解について、受講者全体で見ると、R4の受講後に得点が増える傾向があることが分かった。これは、R4の効果により受講者が、以前よりも、被害者やその遺族等の置かれている状況を多面的に理解できるようになる傾向を示しているといえる。

第3項目である責任の受容及び罪悪感の表明について、受講者全体で見ると、R4の受講後に得点が増えることが分かった。これは、R4の効果により受講者が、以前よりも、事件を起こした自分の責任を受容し、罪悪感を表明できるようになったことを示しているといえる。

第4項目である自己の問題性の理解について、R4の受講前後で得点に有意な差は見られなかった。事件を起こした自己の問題性について考え、理解できるようになることに関する変化が、受講前後では見られなかったことを示している。これについては、RLは手紙という性質上、被害者やその遺族に向き合う構造をとっており、自己問題の理解に関連した記述に及びにくい傾向があるためであるとも考えられることから、本項目に関する内省が深まっていないことを意味するとは必ずしもいえない。また、本項目として今回は抽出しなかった表現の中に、例えば、2通目の「相手から自分へ」において、他者の目で受講者自身を批判的に記述しているケースが多々見られたが、これらについても、自己問題の理解に関連する要素として評価することを検討する余地は十分にあると考えられる。

第5項目である具体的な謝罪・弁償の決意について、受講者全体で見ると、R4の受講後に得点が増えることが分かった。R4の効果により受講者が、以前よりも、誠実な謝罪や弁償をするための方法を具体的に考えることができるようになったことを示しているといえる。ただし、これに関して、被害者が実子や親族などであった場合に、金銭的な弁償についての記載が見られないことが多い点に留意する必要がある。ケースによっては、被害弁償の観点からの評価がなじまないものも含まれているといえるのである。

第6項目である再加害防止への決意について、受講者全体で見ると、R4の受講後に得点が増えることが分かった。R4の効果により受講者が、以前よりも、同じ過ちを繰り返さない方策について具体的に考えることができるようになったことを示しているといえる。ただし、これについても、被害者の種類及び事件の態様等によっては、再犯や再加害をしないことを前提にRLを記載しているケースが多々見られ、再加害防止の観点からの評価がなじまないものも含まれているといえる。実際に、本項目におけ



る受講前後それぞれの得点の平均点は、.64及び.78と、他の項目と比較してどちらも低い結果となっている。

そして、「評価の6項目」の合計得点について、受講者全体で見ると、R4の受講後に得点が有意に上がることが分かった。これは、R4の効果により、「評価の6項目」全体について、受講者にR4が期待する変化が見られたことを示しているといえる。

以上、「評価の6項目」全体及び各項目について、R4の教育効果が認められたといえるが、さらに、これらの結果を評価ツールの使用及び改良という観点から考察すると、まず、今回は主に加害者／被害者の二者関係を前提にRLを評価しているという点に留意すべきである。ケースによっては加害者である受講者の被害者的な側面に着目することも必要であり、例えば、被害者からの暴力などが原因で、本件事案を起こした加害者については、他のケースと全く同じ観点で評価することは不適當であるといえるだろう。

次に、受講者がRLに取り組む環境や時間によって、その記載量や内容が大きく影響を受けるといえる点である。ケースによっては、十分に時間を与えられて記述したと思われるものもあれば、明らかに時間が足りずに記述途中で終了してしまったと思われるものも見られ、後者については、相対的に低い評価をせざるを得なくなる。各施設の事情を考慮しつつも、可能な限り同じ環境で必要十分な時間を確保して実施することが、評価の公平性の観点から望まれるだろう。

また、RLを記述するためには、一定の文章力や相手の立場になって物事を考える能力が必要であり、極端に知的能力が低かったり、語彙や表現力が乏しかったりする受講者に対するRLの実施は不適當であると考えられる。そのような受講者の評価に際しては、RL以外の評価ツールを用いるのが適切であり、指導内容についても工夫が必要であるだろう。

最後に、RLを用いたR4の指導及び評価について、投影法の効用と限界を念頭に置きつつ、「謝罪文」であるとは明示していない課題を謝罪の観点から評価することの妥当性や、RLの持つカタルシス効果を評価にどのように盛り込むかなどを検討していくことも、今後の課題であると考えられる。

#### 4 考察のまとめ

##### (1) 教育効果に関する考察

調査票1について、反応から抽出された各カテゴリーについて、R4受講前後で有意差の見られるものが多数あり、それぞれについて論理的に考察を加えたところ、いずれもR4の教育効果として肯定的に評価できる内容であり、R4の教育効果が示された。特に、「忘れる・逃げる」「被害者を作る」「被害者を出す」「していく・し続ける」「明確な謝罪」「軽い謝罪」「責任の受容」に係る変化がR4の教育効果を検討する上で優先的・重点的に検討すべき項目であることが明らかになった。

調査票2について、受講者を性別、A／B指標の別、交通／非交通犯の別、被害

者既知／未知の別、被害者死亡／非死亡の別で群分けしたところ、中和の尺度、謝罪の動機尺度、謝罪の実施意思尺度において、それぞれ群に関係なく受講前後に有意差が見られ、R4の教育効果が認められた。また、中和2の得点について、被害者未知群と被害者非死亡群において教育効果が大きく認められ、交通群では一貫して謝罪の実施意思の得点が高く教育効果も大きいことなどが明らかになり、R4受講者において交通群が質を異にすることが示唆された。

調査票3について、「評価の6項目」の合計得点に受講前後で有意差が見られ、R4の教育効果が認められた。また、各項目のうち、事件の重大性の認識、被害者等の実情の理解、責任の受容及び罪悪感の表明、具体的な謝罪・弁償の決意、再加害防止への決意の5項目の得点に受講前後で有意差又は有意傾向が見られ、それぞれの項目についてもR4の教育効果が認められた。

## (2) 評価ツールの使用及び改良に資する考察

調査票1について、まず、当面のデータ蓄積に際しては、得られる反応のバランス等の観点から、名詞の後に助詞を付した第一次調査の調査票を使用することが適当である。また、施設で実際に使用する際は、本研究で示した教育効果と見なすことのできる反応の有無及び数量等を着眼点としつつ、臨床的判断を盛り込んで評価を行うことが望まれ、指導や面接等の介入に活用することも有意義である。こうした処遇現場における活用と同時に、データ蓄積及びテキストマイニングによる解析についても継続することが必要であり、より詳細な分析枠を構築することが望まれる。また、反応傾向や変化について評価する上での着眼点が本研究において明らかになったことから、今後は、反応の自由度に一定の制限を設ける方向で精緻化することによって、より微妙ではあるが意味のある変化を抽出することが可能となるよう、ツールとしての洗練を図ることも検討に値する。

調査票2について、まず、中和化の尺度は、教育の浸透可能性という観点から、受講者をR4に編入する際のアセスメントツールとして活用することができるだろう。また、教育達成度の尺度は、今回は項目から除外したが、項目の削除・修正を更に進め、まとまりのある因子構造を見出すことにより、直接的に教育効果を測定できる有効な尺度となり得るだろう。そして、罪悪感の尺度については、その得点の高低や増減を単純に評価するのではなく、その意味するところを適切に解釈する必要があり、また、得点が高まりすぎることによる受講者の精神面に及ぼす影響等も十分に考慮に入れるべきであるだろう。

調査票3について、まず、R4受講者が犯行に至った経緯や被害者との関係は様々であり、ケースによっては、加害者である受講者の被害者的な側面にも着目して評価することが必要であるだろう。また、評価の公平性の観点から、可能な限り同じ環境で必要十分な時間を確保して実施することが望まれる。そして、能力的な問題でRL

の実施が困難な受講者に対しては他の評価ツールを使用し、指導内容についても工夫すべきであるだろう。その他、RLを被害者への謝罪文として評価することの妥当性や、そのカタルシス効果の評価について、今後、検討していく必要がある。

### (3) 3評価ツールの関連性についての考察

調査票1～3の分析及び考察から、各ツールを用いた評価と「評価の6項目」との対応関係を整理すると、まず、調査票1に関して、第一次調査及び第二次調査の結果を総合すれば、刺激語により反応の数や種類が影響を受けることはあるが、おおむね、どの項目についても測定が可能であると考えられる。

次に、調査票2に関して、それ自体を意図した質問項目を設定していない「⑥ 再加害防止への決意」以外の項目については、構成した尺度を用いて、おおむね、どの項目も測定できると考えられる。特に「③ 責任の受容及び罪悪感の表明」は中和の尺度及び罪悪感の尺度から、「⑤ 具体的な謝罪・弁償の決意」は謝罪の実施意思尺度から、それぞれ直接的に測定が可能であるだろう。

そして、調査票3に関して、RLの性質上、そこに重点を置くことが比較的困難な「④ 自己問題性の理解」以外の項目については、RL評価観点表を用いて、おおむね、どの項目も測定できると考えられる。特に「② 被害者等の実情の理解」については、2通目の「相手からあなたへ」の内容から様々な反応を抽出することができるだろう。ただし、「⑤ 具体的な謝罪・弁償の決意」及び「⑥ 再加害防止への決意」については、受講者の特質や事件の種類等により、それらに該当する表現が出現するケースは限定される点にも注意が必要である。

これらのことから、調査票1～3において焦点化された評価項目については、各調査票間において、重複している部分と相互補完の関係になっている部分があることが推測される。そこで、同一の受講者に対して3種類の調査を実施した利点を最大限に活用し、各受講者に関する調査票1～3の調査結果における相関などを分析して、調査票の更なる集約・整理を行うことも可能であると考えられる。その際には、調査票1及び調査票3についても、調査票2で実施したような複数の群分けを行った上での各種分析が必要となるだろう。本研究では、評価ツールの試案作成に重点を置いたこともあり、調査・研究期間等の制約上、残念ながらその段階にまでは至らなかったが、これらは、より効率的で効果的な評価ツールを作成していくためには必要となる作業であり、今後、取り組むべき課題であるといえる。

また、焦点化した上で個別に評価することが困難であるという当初の仮説から、今回は「評価の6項目」には加えなかった「命の尊さへの認識」についても、他の項目と同様に調査票1及び調査票3において関連する反応が一定数得られたことから、個別の評価項目に加えることを検討する余地があると考えられる。ただし、生命犯か否かはもちろんのこと、それ以外にも受講者の特質の違いにより、本項目に該当する受

講者の反応はかなり異なったものになるという点には留意する必要があると思われる。

以上、本研究における調査票1～3の分析結果及び考察を踏まえて、調査票1～3を独立したツールとして位置付けた上で、R4の評価ツールである「評価の手引(案)」を作成した(詳細については、付録1～3を参照)。

なお、本ツールについては作成途上の段階に位置しており、処遇現場における実態等を踏まえて、前述した調査票の集約・整理の可能性も含めた更なる修正・改良を重ねていくことで、より精度の高い評価ツールとして完成されることが望まれるものである。

## V 展望

以上、本研究においては、R4に係る教育プログラムの実施前後における受講者の変化を捉え、R4における教育効果を検証するために、まず、3種類の調査票を作成した。そして、それぞれについての第一次調査の結果を元に評価ツールの原型を3種類作成し、その評価枠組みを用いて第二次調査のデータを分析することにより、教育効果の測定を試みた。

その結果、それぞれの評価ツールについて、教育プログラムの受講前後における受講者の反応に、R4の効果として期待される様々な変化が見られた。また、これらの変化は、受講者の性別や犯罪の種類などによっても異なることが明らかになった。これにより本研究によって、現在、刑事施設で実施されているR4には、その所期の目的に沿った教育効果があることが証明されたといえる。

これらの結果を踏まえて、R4のプログラムやその効果検証を実施するに際して、いくつかの留意点があることをプログラムの作成者、指導者及び評価者は認識すべきであると考えられる。

まず、R4のプログラムが、直接的に再犯防止のみを意図したものではないため、再犯を軸とする枠組みの中だけで、その教育効果を測定することには限界があるという点である。確かに、R4が「再加害防止」を目的の一つとしているという点では再犯防止へとつながっているといえるが、もう一つの目的である「具体的な謝罪・弁償」については、厳密に再犯防止に直結するかといえば、次元を異にするところがあり、個々の具体的な被害者やその家族・遺族との関係といった非常にデリケートな部分を含んでいる。これをどのように取り扱うかは、社会内処遇との接続なども視野に入れて慎重に検討されなければならない。

また、これら「再加害防止」や「具体的な謝罪・弁償」といった目標の到達点が、R4においては、その「決意を固めること」に設定されていることも重要な点である。先にも述べたように、これは施設内処遇という環境上の制約によるものであるといえるのだが、何をもって「決意が固まった」と評価するのかについては、本研究でも十分に示せたとは

いい難く、今後の課題であるだろう。

次に、厳密な効果検証を目指すのであれば、検証手続上、少なくとも実験群と統制群との比較が必要とされるという点である。これも先に述べたが、群分けをすることにより、結果として統制群に選んだ一部の受刑者に対して改善指導を施さないか、又は現時点における最善の改善指導を施さないことになるなら、統制群の設定は不相当であるといえる。もちろん、厳密ではなくとも、R4の対象群内におけるプログラムへの編入時期の違いを活用するなどして、前期編入予定者を実験群、後期編入予定者を統制群に設定して同時点での検証を行うことなどが考えられるが、これについては調査期間の制約上、今回は実施できなかったが、今後は施設の実情等も考慮した上で、実施を検討する必要がある。

以上のような留意点を踏まえて実施すれば、こうしたツールを用いた効果測定は、指導担当者の主観だけに頼った評価と比べれば、客観性が高く効果的な検証方法であるといえることができる。一方で、本研究で用いたSCT、アンケート調査、RLなどにも当てはまるように、こうしたツールによる測定結果は、受講者側からすれば、認知レベルから情動レベルまで到達する、個人の内面が大きく反映されるような課題に取り組んだ所産であるため、その実施時点における受講者個人の心理状態の影響を強く受けていると考えてよい。その意味において、ツールを用いて得られた一時点における受講者の反応を、R4の教育効果としてそのまま評価に直結させることには慎重でなければならない。日ごろの指導や面接場面における受講者の様々な反応と、ツールから得られた結果を的確に解釈するスキルが必要とされるゆえんである。そして、気になる反応がツールから得られた場合には、評価者や指導者は受講者と面接するなどして、その点について確認することが適切かつ総合的な評価を実施する上で重要である。

この実際の指導場面における評価に関連して、ある女子刑務所において処遇類型別指導として実施されてきた「被害者の視点を取り入れた教育」の取組について考察している渡邊（2006）は、R4の目的と評価について以下のように述べている。

「被害者の視点を取り入れた教育」は、他の特別改善指導と同様、評価が難しい。それは、反省や謝罪の言葉を対象から引き出すことだけが指導の最終目的とは言い難いからだ。反省や謝罪の弁という解答をつるりと出すことより、むしろ葛藤や煩もんにさらす過程こそが、犯した罪を見詰め加害者としての自分の立場を認識させることに他ならない。このことを踏まえた評価体系を構築することが、課題である（渡邊、2006：159）。

本研究では、単に「反省や謝罪の言葉」だけではなく、「犯した罪」の重大性の認識や、「加害者」としての責任の受容なども評価の項目に含めて、実際の指導場面で目標とされている項目を整理した上で教育効果を測定し、同時に、評価ツールを作成した。

各評価ツールにおいて、例えば、謝罪の表現が多く見られたり、自らの責任を受容し、罪悪感を表明する傾向が強くと見られたりすれば、それらをR4の効果として評価すること

はできるだろう。しかし、R4の効果がすべてこのようなアウトプットとして捉えられるものであるとは限らないということを、渡邊は指摘しているといえる。つまり、R4を受講したことにより、自分の犯した罪に対し以前よりも真剣に向き合おうとするようになったからこそ「葛藤や煩もん」にさらされ、簡単には「謝罪の言葉」が出なかったり、また、自分の責任は何なのかを以前よりも深く考えるようになったからこそ、逆に責任の受容度合いが低く表れたりすることも考えられるのである。そのように考えると、評価ツールで測定できるような変化が、R4の受講中又は受講直後に見られる受講者もいれば、受講後しばらくして所内生活における何かをきっかけに見られるようになる者もいるかもしれない。あるいは、「葛藤や煩もん」の段階のまま出所した者でも、社会生活を送るうちに自らの責任を受容し、誠実に謝罪を行うことができるようになるかもしれない。アウトプットやアウトカムにおける効果の大小や、その効果が表れるまでの期間に長短はあるものの、これらどのケースをとっても、R4の教育効果が作用している可能性が十分に考えられるのである。そのような意味において、調査票1～3の結果として得られた反応数や得点を解釈する際には、その高低や増減のみに着目するのではなく、受講者の特質や、彼ら／彼女らを取り巻く状況、さらには各施設の指導実態や文化的特徴をも踏まえた多角的な視点が求められる。

最後に、本調査研究はR4の効果検証に関する基礎的な研究であり、当初想定していた分析について未実施の部分も残った。例えば、対象者情報の項目に加えた、R4の教育効果に影響を与える可能性が考えられる複数の要因に関する検証の一部などである。また、どのような対象者にどのような教育プログラムを実施すれば、より効果的な指導に結びつくのかについては、いまだ十分に明らかにできたとはいえず、その効果が一過性のものではなく、例えば、数年後も持続しているのかを検証する必要性なども含めて、今後の課題である。そして、本研究の成果物である「評価の手引(案)」については、R4の教育効果を客観的・体系的に検証することを目的とした評価ツールの原型として、現在、作成途上の段階に位置しており、今後、処遇現場の実態に即した更なる修正・改良を加えていくことが求められる。その上で、各ツールが、受講者の教育効果の測定や指導プログラムの作成・評価を実施する際の一つの資料として活用されていくことが期待される。

#### 付 記

最後に、本研究の実施に当たり、調査研究に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の各位に対し、心からの謝意を表します。

## 参考文献

- 藤井美和・小杉孝司・李政元 2005 福祉・心理・看護のテキストマイニング入門 中央法規出版
- 春口徳雄 2007 ロールレタリングの技法とは 現代のエスプリ 482 30-42.
- 東本愛香・野村和孝・小島秀吾・山上皓 2007 性犯罪治療におけるアセスメント—K-SCTテストの結果から— 第44回日本犯罪学会総会発表資料 2007.12.1.
- 村尾博司 2006 被害者の視点を取り入れた教育 矯正教育の方法と展開 矯正協会 393-409.
- 中川美和・山崎晃 2005 幼児の誠実な謝罪に他者感情推測が及ぼす影響 発達心理学研究 16 (2) 165-174.
- 大淵憲一 2010 謝罪の研究 東北大学出版会
- 佐藤良彦・多田一・川邊讓・藤野京子・坂井勇・谷村昌昭・東山哲也 2009 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究（その1） 中央研究所紀要 第19号 矯正協会附属中央研究所 1-30.
- 關崎勉・徳橋秀紀・五十里知恵 2008 福井刑務所における被害者の視点を取り入れた教育の取組について 矯正職務研究 50 名古屋矯正管区 4-18.
- 白井實・遠藤隆行 1988 セルフモニタリングの高低と犯罪非行の中和化または弁解態度の分析 犯罪心理学研究 第25巻 特別号 28-31.
- Sykes, G. & Matza, D. 1957 Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency. *American Sociological Review* 22 664-670.
- 高木春仁 2007 被害者の視点を取り入れた教育におけるロールレタリングの活用 現代のエスプリ 482 82-93.
- 渡邊玲子 2006 「被害者の視点を取り入れた教育」～女子刑務所における取組～ 刑政 117 (8) 152-160.